

いすみ市地域防災計画

第2編 地震・津波対策編

第1章 総 則

第1章 総 則	地- 1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地- 2
第2節 想定地震と被害想定	地- 3
1 想定地震	地- 3
2 被害の概要	地- 3
第3節 減災目標	地- 6
1 経緯	地- 6
2 減災目標（主な施策と目標）	地- 6
3 計画期間	地- 7

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、本市における、地震・津波対策のさらなる充実・強化を図るための見直しを行うものであり、基本的な視点は次のとおりである。

1 避難など人命を最優先としたソフト対策と減災の視点を組み合わせた総合的な防災対策を推進すること

東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。

本市においても、人的被害はなかったもの、住家の半壊、一部損壊や床上、床下浸水などの家屋被害や漁業施設などの被害があった。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、県による防潮堤などの海岸保全施設等の整備促進や防災施設・避難道路の整備などのハード対策と、「心の防波堤を築くことで減災に繋げる」ことを軸とした防災教育や避難訓練の実施や情報提供による防災意識の高揚と防災意識の向上を図るとともに、「自助」、「共助」に基づき、自主防災組織の設置促進など、人命を最優先とするソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策に努める。

2 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても、人的被害はなかったもの、住家の半壊1棟、一部損壊44棟、床上浸水2棟、床下浸水1棟などの家屋被害や漁業施設などに物的被害をもたらすなど、防災対策に係る多くの課題、教訓をもたらした。

これらのことから、本市においても、県の地域防災計画との整合を図り、東日本大震災の教訓や課題への対応と、今後、想定される災害等に備えた防災対策の強化を図るため、地域の実情に応じた実効性の高い計画とする。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのもの想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策をおこなうことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

いすみ市が過去に大きな被害を受けたのは、1605年の慶長地震（1605年）、延宝地震（1677年）、元禄地震（1703年）、や大正関東地震（1923年関東大震災）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年 東日本大震災）でも被害が発生している。国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは200～300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

本市では、千葉県に合わせ、近い将来大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震と、国が公表した「南海トラフ巨大地震」や県が公表した「新元禄地震モデル」による津波等の被害想定を反映したものとする。

1 想定地震

近い将来、大きな影響があると考えられる以下の6つの地震

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層
5	元禄地震新モデル	8.1	—	—
6	南海トラフ巨大地震	9.0	—	—

2 被害の概要

(1) 地震による建物被害と人的被害

地震による建物被害と人的被害の想定は、内閣府の「地震被害想定支援マニュアル」を用いて実施し、想定にあたっての設定条件は、次のとおりである。

ア 想定震度

市域で最も大きい震度である震度6強を設定し、地表最大速度は、100 (kine) とした。

イ 発災時期及び時間

発災時間を平日午後6時と設定し、人的被害想定の基本となる人口データは、夜間（常駐）人口を使用した。また、火災に対する条件を厳しくするため、季節は冬季とした。

ウ 火災被害条件

ここでは風速 7 m/s、耐火構造率 20%、経過時間 20 分を設定した。

エ 地震被害想定の結果

地震による建物被害と人的被害の想定には、地区別の人口及び建物（木造・非木造別、築年代別）データを用いた。

建物に関する被害では、市全域で建物全損棟数が 13,404 棟（市内全棟数の 35.79%）、建物全壊棟数が 4,101 棟（同 11.0%）と想定された。ここで、全壊とは建物の物理的な倒壊をいい、全損は全壊建物に加えて、使用に耐えないものを含める。

火災による被害では、市全域で焼失棟数が 3,770 棟（同 10.1%）、火災による死者は 528 名となり、建物の倒壊による死者 105 名とあわせて、死者の合計は 633 名と想定された。また、建物の倒壊による負傷者は、5,857 名と想定された。

(2) 津波による被害

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県において平成15年度から平成17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震（1707年）及び延宝地震（1677年）を対象に、津波による被害量を算出したものを参考とした。

なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード 8 クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本市に甚大な津波被害をもたらしたとされている。東日本大震災千葉県調査検討専門委員会が発表した元禄地震新モデルでの最大津波高は、大原地域の矢指戸で最大津波高9.9m、津波到達時間は約20分と予測されている。

また、平成24年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による最大震度は震度 5 弱で最大津波高は9.0m、津波到達時間は約50分と予測されている。

(3) その他

東日本大震災を受け、平成 23 年 12 月 27 日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

国の中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、また、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、これら国県の調査動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

[資料 3-1] 地震被害想定一覧

[資料 3-2] 津波ハザードマップ

【津波高の比較】

津波警報区分	市町村	元禄地震新モデル			元禄地震旧モデル	延宝地震	南海トラフ
		最大津波高 A	地盤隆起量 B	想定津波高 A-B	最大津波高	最大津波高	国発表最大クラス
千葉県九十九里・外房地域	館山市	14.7	3.8	10.9	7.5	4.0	11.0
	鴨川市	7.8	0.5	7.3	5.1	4.1	8.0
	勝浦市	8.3	-0.2	8.5	5.3	6.3	6.0
	御宿町	7.8	-0.3	8.1	6.4	7.4	8.0
	いすみ市	9.6	-0.3	9.9	4.5	6.9	9.0
	一宮町	7.7	-0.2	7.9	4.9	8.1	7.0
	長生村	8	-0.1	8.1	5.3	7.1	8.0

【いすみ市内の最大津波高・到達時間】（元禄地震新モデル）

区分	地点名	最大津波高 (m)	到達時間 (分)	最大浸水距離 (m)
旧大原町	岩和田東	7.8	15.9	20
	岩船	6.9	17.3	60
	大舟谷	8.7	18.9	10
	矢指戸	9.9	19.5	20
	根方	9.8	21.1	50
	塩田	5.6	22.9	710
	日在	6.4	25.7	490
	横宿	6.4	26.4	260
旧岬町	三軒屋	7.1	27.1	1090
	太東岬	9.3	28.1	2030
	和泉	6.2	29.9	80
	太東	5.4	31	110

[資料 3-3] 揺れやすさマップ

[資料 3-4] 地域危険度マップ

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとされた。

そこで、本市では、今後、発生が予想される地震津波災害の被害から市民を守るために、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくこととし、減災目標を設定するなど、必要な事業計画を作成し、避難など人命を最優先としたソフト対策と減災の視点を組み合わせ合わせた総合的な防災対策を実施し、災害に強いまちづくりを推進する。

2 減災目標（主な施策と目標）

（1）予防対策による減災

○防災施設等の耐震化の推進

避難所となる学校施設等の耐震化を推進する。

○災害情報収集・伝達体制の構築

被災時における避難者の支援体制の構築、情報伝達体制の構築を図る。

○避難道路の整備

津波避難道路の整備を検討する。

○住宅及び特定建築物の耐震化の促進

住宅等の耐震化を促進する。

○橋梁の耐震化の推進

緊急輸送道路や避難所等に通じる路線の橋梁を中心に対策を講じる。

○自主防災組織の設置推進

各行政区内に自主防災組織の設置推進を図る。

（2）応急対策による減災

○避難行動要支援者避難支援プランの策定の支援

支援体制の確立、支援プラン個別計画作成の推進を図る。

○地震津波に対する各種計画の作成・拡充

- ・国土強靱化計画
- ・津波避難計画
- ・津波避難施設整備計画
- ・避難所開設運営計画
- ・福祉避難所運営計画
- ・備蓄計画
- ・業務継続計画（BCP）
- ・受援計画

・物流計画等

(3) 復旧・復興対策による減災

○都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行う。

3 計画期間

令和4年度から令和8年度

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画	地— 8
第1節 防災意識の向上	地— 10
1 防災教育	地— 10
2 過去の災害教訓の伝承	地— 10
3 防災広報の充実	地— 11
4 自主防災体制の強化	地— 11
5 防災訓練の充実	地— 13
第2節 津波災害予防対策	地— 14
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	地— 14
2 津波広報、教育、訓練計画	地— 14
3 津波避難対策	地— 17
4 津波防護施設等の整備促進	地— 20
第3節 火災等予防対策	地— 22
1 地震火災の防止	地— 22
2 建築物不燃化の促進	地— 23
3 防災空間の整備・拡大	地— 24
第4節 消防計画	地— 27
1 消防体制の状況	地— 27
2 消防施設の整備	地— 27
3 市町村相互の応援体制	地— 27
4 消防思想の普及	地— 28
5 市の消防計画及びその推進	地— 28
第5節 建築物の耐震化等の推進	地— 30
1 建築物等の耐震対策	地— 30
2 ライフライン等の耐震対策	地— 32
3 道路及び交通施設の安全化	地— 34
4 漁港施設等の安全化	地— 35
第6節 液状化災害予防対策	地— 37
1 液状化対策の推進	地— 37
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地— 37
3 液状化対策の広報・周知	地— 38
4 液状化被害における生活支援	地— 38

第7節 土砂災害等予防対策	地	39
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	地	39
2 地籍調査の推進	地	44
3 河川、ため池施設の安全化	地	45
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	地	46
1 避難行動要支援者への対応	地	46
2 要配慮者全般への対応	地	50
3 社会福祉施設等における防災対策	地	51
4 外国人への対応	地	52
第9節 情報連絡体制の整備	地	53
1 災害情報通信連絡系統	地	53
2 市における災害通信施設の整備	地	53
3 県における災害情報通信施設の整備	地	54
4 警察における災害通信網の整備	地	55
5 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備	地	55
6 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	地	55
7 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	地	55
8 KDDI(株)における災害通信施設の整備	地	55
9 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備	地	56
10 非常通信体制の充実強化	地	56
11 アマチュア無線の活用	地	56
12 その他通信網の整備	地	56
第10節 備蓄・物流計画	地	57
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	地	57
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	地	58
第11節 防災施設の整備	地	59
1 防災拠点等の整備	地	59
2 避難施設の整備	地	59
第12節 帰宅困難者等対策	地	63
1 一斉帰宅の抑制	地	63
2 帰宅困難者等の安全確保対策	地	64
3 帰宅支援対策	地	65
第13節 防災体制の整備	地	66
1 市の防災体制の整備	地	66
2 市の業務継続計画〔震災編（BCP）〕	地	66

第1節 防災意識の向上

関係課等	危機管理課、学校教育課、消防団
------	-----------------

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県や防災関係機関等と被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、県や防災関係機関等の調査結果を踏まえ、市民の防災意識の高揚と防災知識の向上、更に各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図るため、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

1 防災教育

平常時から正しい知識を持ち、災害時には、自らが考え、行動できるようにするため、自助の取組みの強化をするとともに、地域における防災活動の中核となる人材を養成するなど、自主防災組織等の機能強化を図り、共助の取組みを強化する。

さらに、自助・共助の取組の強化と併せ、県などの防災関係機関（公助）とも連携し、市民の安全・安心を守るため、自助・共助・公助が一体となって、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

市では毎月5日を「市民防災の日」と定め、「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」を合言葉に、地震、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、「心の防波堤を築くことで減災につなげる」、防災意識の向上を図る普及啓発活動に取り組んでいる。

この普及啓発活動の一環として、小中学校、各団体、地域などに対し、巡回防災教育及び防災指導を実施し、「子どもから大人へ」、防災意識を根付かせていく。

学校現場における防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。更に学校と地域、行政が一体となり、自らの命を守るための防災に関する教育の普及促進を図る。

[資料 1-12] いすみ市「市民防災の日」事業推進要綱

2 過去の災害教訓の伝承

市は、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備えるあらゆる手段を講ずる。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、防災広報の充実に努める。

(1) 報道機関との協力

市は、報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーの養成講座への参加を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と連携し、これを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難指示等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

[資料 1-9]いすみ市自主防災組織育成指導要綱

[資料 1-10]いすみ市自主防災組織助成要綱

[資料 1-11]いすみ市自主防災組織防災資機材貸与要綱

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、大型店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及

び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

ウ 中小企業等の事業継続

震災等の事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5 防災訓練の充実

(1) 震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には検証・評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(2) 災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、自衛隊や消防機関、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるように、平常時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、職員等の役割分担を明確化する。

(3) 訓練内容等は次のとおりである。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 防災訓練

防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、避難から救援救護等、総合的な防災訓練を実施する。

エ 個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、各課が独自に訓練を実施する。

オ 図上訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、市独自及び、県、防災関係機関等と連携し訓練を実施する。

第2節 津波災害予防対策

関係課等	危機管理課、総務課、農林課、建設課、水商工観光課、消防団
------	------------------------------

本市は、東側が太平洋に面し、九十九里浜の最南端太東岬から大原岩船まで、総延長 約 21.5 km に及ぶ長い海岸線を有しており、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。2011 年 3 月の東北地方太平洋沖地震 (M9.0) では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。本市においても、床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟、漁船の転覆 3 隻、漁船の横転 6 隻、施設の被害 16 箇所など、住家と水産業へ大きな被害があった。過去にも、1677 年 11 月 (延宝 5 年 10 月) の延宝地震 (M8.0)、1703 年 12 月 (元禄 16 年 11 月) の元禄地震 (M8.2) や、1923 年 9 月 (大正 12 年 9 月) の関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生する M 8 クラスの地震の発生間隔は 180~590 年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は 200~300 年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、人命を最優先とし、避難を軸としたソフト対策と減災に視点を置いたハード対策を組み合わせた総合的な防災対策に努める。

具体的には、県による防潮堤などの海岸保全施設等の整備促進や防災施設の耐震化、避難道路の整備などのハード対策と、避難を軸とした防災教育や情報提供を推進し、防災知識の向上と高揚による、心の防波堤を構築し減災に繋げるソフト対策を推進し、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

また、市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

2 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないため

には、一人ひとりが迅速かつ自主的により高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、津波緊急避難場所や避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、各地区や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取組み

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、以下の内容について、多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災教育や防災訓練等を通じて津波防災意識の向上を図る。

(ア) 防災意識の向上

「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」を合言葉に、津波防災意識の向上を図るため広報紙、報道機関及びインターネットなどの多種多様な広報媒体の活用に加え、防災教育、防災訓練、防災講演会等のあらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(イ) 住民への正確かつ迅速な情報伝達

住民に対し正確かつ迅速な情報伝達を確実にを行うため、以下の内容について、広報紙やインターネット等、時代に即したあらゆる広報伝達媒体や組織等を活用し周知するとともに、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、伝達内容についても、災害を具体的にイメージできる表現になるよう情報伝達方法を工夫し、情報伝達を図る。

a 地震・津波に関する正確な知識

- ・津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- ・津波は繰り返し襲ってくること
- ・第一波が最大とは限らないこと
- ・津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- ・強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること

b 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果(津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等)や、地盤標高図及び津波高と被害の関係を、巡回防災教育などを通じて、わかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくする

ため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、県が作成した津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

c 津波警報に関する情報及び知識

- ・気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- ・津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- ・津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- ・津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- ・気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

d 津波避難行動に関する知識

- ・強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- ・自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- ・津波は河川を遡上するため河川から離れること
- ・海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表されたと判断して海岸から離れること。

e 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

市では毎月5日を「いすみ市 市民防災の日」と定め、「ゆれたらにげる より遠くへ より高台へ」を合言葉に、地震や洪水、津波などの災害に対する防災意識の高揚と地域や家庭での自主的な防災活動を推進し、「心の防波堤を築くことで減災につながる」普及啓発活動に取り組む。

この普及啓発活動の一環として、小中学校、各団体、地域などに対し、巡回防災教育及び防災指導を実施し、「子どもから大人へ」と、防災意識を根付かせていく。

(3) 津波防災訓練の実施

市は、地域住民や事業所等と一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は市域又は市域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 津波避難対策

(1) 津波ハザードマップの作成・周知

県は、平成 18 年度に過去に大きな津波被害をもたらした元禄地震、延宝地震について、古文書等の資料や海底の状況、海岸地形、津波防災施設の設置状況、後背地表面の地質・高さ、河川の流入状況、過去の津波浸水地域等を考慮して実施した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成し、平成 26.27 年度には、千葉県地震被害想定調査において、想定地震「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波浸水予想図も作成した。

なお、元禄地震については、新たな知見を反映した断層モデルが平成 23 年度に発表されたことから、この新たな断層モデルを使って津波シミュレーションを実施し、その結果を基に津波浸水予測図を平成 23 年度に作成した。

また、地震・津波が発生した場合、市町村の災害対応や住民等の避難行動を起こすための必要な情報は、気象庁が発表する津波警報以外にないのが現状である。

さらに、津波警報は津波予報区ごとに予測される最大の津波高に基づいて発表されるため、津波予報区内のどの場所に発表された最大の津波が押し寄せてくるかわからないことから、とにかく津波で命を落とさないためには津波警報で発表された津波が実際に押し寄せてくると想定した避難が必要である。

これらのことから、県は銚子市から富津岬までの地域について、気象庁の津波警報レベルに合わせ、3 m (1~3m)、5 m (3~5m)、10 m (7~10m) の津波が押し寄せてきた場合を想定した津波シミュレーションの結果を基に、津波浸水予測図を作成した。

市は、県が作成した津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成 16 年 3 月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第 14 条第 2 項に基づく津波ハザードマップを作成し、に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

(2) 津波避難体制の確立

市は、津波が発生した際に、住民等の迅速な避難行動ができるよう、県が作成した津波浸水予測図や津波高、浸水深などの情報提供を行うとともに、県や消防団、地域、自主防災組織などの防災関係組織と連携し、津波避難体制の構築に努める。

また、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう津波避難計画に基づき、津波避難訓練等を通して、津波避難体制の確立に努める。

ア 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

- (ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市長は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに津波緊急避難場所や高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- (イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることが出来ない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

(地震に対する発令基準)

種 別	発 令 基 準
避難指示	(ア) 地震が発生した後に土砂災害の予兆が確認されたとき (イ) その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊急安全確保	(ア) 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき (イ) 地震が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき (ウ) その他緊急に避難する必要があると認められるとき

(津波に対する発令基準)

種 別	発 令 基 準
避難指示	(ア) 強い地震(震度4程度以上)、もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて、避難の必要を認めるとき (イ) 津波注意報・警報を覚知したとき

イ 住民等の避難誘導體制

- (ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- (イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員や市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- (エ) 市は、津波緊急避難場所の案内板や避難誘導標識等の充実に努める。
- (オ) 行政区、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設における自主的な避難誘導體制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

(3) 津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALERT）を利用し、津波注意報等を受信している。

また、県の防災情報システム等により、津波情報の伝達を受ける。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、住民への正確かつ迅速な情報伝達を確実にを行うため、時代に即したあらゆる広報伝達媒体や組織等を活用するとともに、伝達内容についても、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるようにするため、災害を具体的にイメージできる表現になるよう情報伝達方法を工夫する。

(ア) 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、防災行政無線の整備拡充、更新に努める。

また、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設や不感地帯の解消などについても検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

地上デジタル放送、インターネット（市ホームページや市防災メール、緊急速報メール）、広報車などのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の構築に努める。

(エ) 海岸線等への情報伝達

「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

(オ) 漁港、船舶等への情報伝達

市は、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。市内の大原漁港、太東漁港、岩船漁港の漁港管理者である県及び市は、漁業協同組合や行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

(カ) 近隣市町村との連携

市は、津波被害等により市の行政機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平常時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4 津波防護施設等の整備促進

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備促進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、県は「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施するとし、銚子から太東漁港までのエリアについては、整備促進を図っている。

しかし、太東崎から勝浦市八幡岬までのエリアは、調査検討中である。

これらのことから、県の海岸保全基本計画に基づいた、堤防などの海岸保全施設等の整備、また、東日本大震災において、一定の効果が認められた海岸保安林についても、機能強化や多重防御などの観点を取り入れた新たな保安林整備指針に基づき、整備促進を強く要望していく。また、河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造

強化等の整備促進を要望する。

(2) 避難施設等の整備

「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成 29 年 7 月 5 日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難施設等の整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

[資料 8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準

[資料 8-2]避難所等一覧

[資料 8-7]福祉避難所一覧

第3節 火災等予防対策

関係課等	危機管理課、総務課、農林課、建設課、水産商工観光課、消防団
------	-------------------------------

大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため市は、行政協力員連絡協議会や自主防災組織等、各種団体を通じ一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるように努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、ブレーカー等を落として避難するよう啓発等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に市域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を

計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

市及び消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 市及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 市及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

2 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議して、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が50%以上の地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」、「避難路及び避難地周辺地区」等、防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても、容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選

定を行った上で、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条の規定によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

ウ 市が建設する市営住宅は、原則として耐火構造とする。

エ 学校、社会福祉施設は、災害時において避難者を収容し、また、医療救護活動等の拠点となるため、市及び施設管理者は建物の不燃化に努める。

(2) 延焼遮断帯の整備

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、木造家屋の密集する地域や公共公益施設等、重要な施設が集合する地域において、道路、公園及び不燃建築物を組み合せ、延焼遮断帯の整備に努める。

(3) 防火地域、準防火地域指定状況

(平成 24 年 3 月 2 日現在、単位：ha)

都市計画区域区分	防火地域	準防火地域	決定年月日
大原	—	6.3	昭和51年3月1日

3 防災空間の整備・拡大

(1) 特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することで、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市域における火災の防止に役立てるものとする。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、火災時における延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

都市公園整備状況

地域名	公園名	所在地	面積 (m ²)	備考
大原	伊能滝公園	深堀1614	1,571	
	瀬崎公園	深堀1606	1,287	
	梶野下公園	深堀264-1	1,430	
	塩田公園	深堀103	1,065	
	沢田公園	大原8314-1	1,748	
	そてつ山公園	大原台114-13	4,227	
	あおぎり公園	大原台427-61	1,388	
	たぶのき公園	大原台401-9	2,964	
	やしのき公園	大原台113-12	498	
	ねむのき公園	大原台311-9	626	
	つばき公園	大原台321-8	535	
	ぼら公園	大原台202-12	633	
	蔵屋敷公園	大原1906-6	279	公園部分183m ²
	仲ノ台公園	大原2077-27、2077-41	510	
	大原駅前北広場公園	大原8747-5	619	
	大原駅前南広場公園	大原8737-5	153	
	大原台公園	大原台325	15,361	
	椿公園	深堀539	27,550	
大原運動公園	釈迦谷1077他	166,971		
岬	長者児童公園	岬町長者95-2	729	
	椎木児童公園	岬町椎木1701-2	1,225	
	音羽の森公園	岬町鳴根1168-1	6,620	
	古沢公園	岬町榎沢1871	8,411	
	太東公園	岬町椎木380-13	268	

[資料 19-5] 都市公園一覧

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、市街地の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、準用河川の改修を進めていく。

第4節 消防計画

関係課等	危機管理課、消防団
------	-----------

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制の状況

(1) 消防本部の体制

消防本部の体制は、本部（総務課、予防課、警防課）及び勝浦消防署、大原消防署、大多喜・岬・夷隅・御宿分署、定数200名で構成されている。

[資料13-1]消防本部組織図

(2) 消防団の体制

消防団の体制は、本部及び14分団、定数954名で構成されている。

[資料13-2]消防団組織図

2 消防施設の整備

県の支援を受け、常備消防及び非常備消防施設など市内の消防施設の強化を図る。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

市内の救命率の向上のため、消防本部が行う高規格救急自動車の整備に対し、市の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、市の財政事情その他必要に応じ、消防団の施設・設備を推進する。

3 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

[資料2-4]千葉県広域消防相互応援協定書

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 訓練の実施及び消防操法大会への参加を通じて、消防団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等への参加の促進を図る。
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財) 千葉県消防協会

(社) 千葉県危険物安全協会連合会

(社) 千葉県消防設備協会

千葉県少年婦人防火委員会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 市の消防計画及びその推進

特に次の項目について推進を図る。

市に係る事務	消防本部に係る事務
<p>(1) 消防組織の整備強化 家屋の密集度を十分検討のうえ、必要に応じ非常備消防体制の強化を図る。</p> <p>(2) 消防施設整備計画</p> <p>(3) 消防団員召集計画</p> <p>(4) 消防団出動計画</p>	<p>(1) 消防組織の整備強化 家屋の密集度を十分検討のうえ、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。</p> <p>(2) 火災等の予警報計画</p> <p>(3) 消防職員召集計画</p> <p>(4) 消防本部出動計画</p> <p>(5) 応援部隊受入誘導計画</p> <p>(6) 特殊地域の消防計画</p> <p>(ア) 特殊建物、施設の多い地域の計画</p> <p>a 密集地域の計画</p> <p>b 重要文化財の計画</p> <p>c 重要建物、施設の計画</p> <p>d 高層建物の計画</p> <p>e その他</p> <p>(イ) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画</p> <p>(ウ) 港湾等沿岸地域の計画</p> <p>(エ) 急傾斜地域の計画</p> <p>(オ) その他</p> <p>(7) 異常時の消防計画</p> <p>(ア) 強風時の計画</p> <p>(イ) 乾燥時の計画</p> <p>(ウ) 飛火警戒の計画</p> <p>(エ) 断水又は減水時の水利計画</p> <p>(8) その他の消防計画</p> <p>(ア) 林野火災の計画</p> <p>(イ) 車両火災の計画</p> <p>(ウ) 船舶火災の計画</p> <p>(エ) 鉄道火災の計画</p> <p>(9) 火災予防計画</p> <p>(ア) 防火思想普及計画</p> <p>(イ) 予防査察計画</p>
<p>消防訓練計画</p> <p>(ア) 機械器具操法訓練 (イ) 機関運用及び放水演習 (ウ) 自動車操縦訓練</p> <p>(エ) 非常招集訓練 (オ) 飛火警戒訓練 (カ) 通信連絡訓練</p> <p>(キ) 破壊消防訓練 (ク) 林野火災防ぎょ訓練 (ケ) 車両火災防ぎょ訓練</p> <p>(コ) 船舶火災防ぎょ訓練 (サ) 鉄道火災防ぎょ訓練</p> <p>(シ) 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練 (ス) 災害応急対策訓練</p>	
<p>(セ) 自衛消防隊の指導</p>	

第5節 建築物の耐震化等の推進

関係課等	危機管理課、子育て支援課、健康高齢者支援課、学校教育課、建設課、農林課、総務課、水産商工観光課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室
------	---

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に市域の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、市は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。

(2) 教育施設の耐震化

ア 小中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、計画的に耐震化を進めてきたところである。

イ 体育施設の耐震化

市は、地域住民の応急的な避難場所になる小中学校の屋内運動場や市有体育施設について、耐震性能の向上を推進する。

(3) 高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

ウ 共同備蓄

市は、対象となる高層集合住宅の調査、把握、検討を行い、管理組合による共同備蓄を促進する。

(4) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

(ア) 市は、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。

(イ) 市は、小学校、保育所の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導に努める。

(ウ) 「千葉県屋外広告物設置条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

市は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(5) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 商業地域など人通りの多い道路や市が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発するとともに、各家庭におけるの家具転倒防止の推進を図る。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の活用

市は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動に積極的に参画し、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

市は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

2 ライフライン等の耐震対策

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においても、上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等に努め、耐震性の強化を図っているところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

市は、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から水道橋や老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、緊急時給水拠点の確保、緊急遮断弁の設置、自家用発電設備など施設の整備補強及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

(2) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

(ア) 変電設備

標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限值とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

(イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

水平最大加速度0.3Gの地震に対し、おおむね送電可能の施設をしている。

(エ) 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の助長化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、優先順位を行い、高規格な中口径管路・とう洞に收容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

- (ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- (イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

3 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、都市内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている市管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

また、緊急輸送道路に指定されている国県管理道路についても、バイパス及び拡幅整備等の整備促進を働きかける。

(2) 道路橋梁等防災計画

ア 橋梁については、平成8年以前に建設された橋梁は、国土交通省からの通知に基づき、緊急度の高い橋梁を選定し、順次耐震対策を実施していく。それ以降に建設または架換する橋梁については最新の道路橋示方書に基づき、整備を行う。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 鉄道施設等

事業者名	路線名	市内営業距離 km	市内駅数
東日本旅客鉄道(株)	外房線	11.2	5
いすみ鉄道(株)	いすみ線	12.0	6

(ア) 東日本旅客鉄道(株)

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

(イ) いすみ鉄道(株)

a 車両の耐震化

車両には、すべて車体下に二重のばね緩衝装置を設けて、耐震性を充分考慮している。

b 構築物の耐震化

在来の土木構築物については、建設当時に使用されていた地震荷重が考慮されている。

阪神・淡路大震災に伴い運輸省（国土交通省）は、当面の緊急措置として緊急性の高いものから優先的に耐震補強工事の実施を通達したところであり、鉄道事業者はこれを受けて各施設の耐震性を強化する。

c 電気設備の耐震化

電気設備は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準及び電気設備に関する技術基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。

4 漁港施設等の安全化

(1) 漁港施設の整備

大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として、港湾機能を補完すべく、耐震強化岸壁を整備した。

施設名	対象船舶	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
大原漁港	1000D/W	5.0	1	96	供用中

(2) 危険物施設関係

消防法第 11 条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、消防本部は下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

(ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、

漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

(イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

(ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

(エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

(オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

(ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

(イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

(ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

第6節 液状化災害予防対策

関係課等	水道課、建設課、健康高齢者支援課
------	------------------

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生し、東京湾岸を中心に5万棟を超える建物被害や、上下水道施設を中心とするライフライン被害など、大きな被害があった。

いすみ市内においても、液状化による被害が発生した。平成26・27年度に県が作成した液状化しやすさマップでは、河川沿いの低地など広範囲にわたり、被害を受けた東京湾の埋立地の被害と同様の液状化の現象が想定されたことから、市においても、県が作成した液状化しやすさマップなどを活用し、液状化に強いまちづくりに向けた取組みを推進する。

1 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、市民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、市民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、管路の新設及び更新においては、地盤の改良や耐震継手を導入するなどの液状化対策を講じる。

(2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(3) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸の整備に当たっては、県や関係

機関と連携し、液状化対策など耐震対策を考慮した整備の促進を図る。

3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知
東日本大震災を受け、県が平成 23 年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて広報・周知するとともに、県作成の揺れやすさマップなどの情報を反映した、「いすみ市揺れやすさマップ」（平成 26・27 年度改訂）の改訂を行い、市民へわかりやすく情報提供する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。

市民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅保健所（健康福祉センター）、いすみ市社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

関係課等	危機管理課、建設課、農林課、水産商工観光課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	-------------------------------------

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、県や防災関係機関と連携し、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、避難や救助など当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要ない警戒避難体制の整備を推進する。

1 土砂災害の防止・孤立集落対策

市は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を図る。

(1) 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県や防災関係機関と連携し、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を市のホームページで公表するとともに、関係住民へ周知する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図るとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を本章第8節及び第9節のとおり定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

[資料 20-5] 土砂災害警戒区域

(3) 地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

県は、震度 5 強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・市役所・警察等関係機関に対して事前に周知する。

(4) 土地利用の適正化

市は、次に示すような県が実施する土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るための、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に協力する。

ア 想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認を行う。

イ 住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等、要配慮者関連施設の建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う。

ウ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。

ただし、移転対象となる者に対して融資や資金の確保等の支援措置を行う。

(5) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア 地すべり対策

(ア) 地すべり防止区域の指定

県は、市と協議の上、地すべり等防止法第 3 条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請することとされている。

本市において、地すべり防止区域に指定されている区域は、1 箇所指定されている。

指定を要する危険箇所については、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

地すべり防止区域

区域名	字	面積 (ha)	家屋数	指定年月日及び告示番号	所管
荻谷	柳田 中宿 下宿 西谷畑	11.60	13	建告示第 545 号 S56.3.17	国土交通省

(イ) 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第 18 条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為の制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

イ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第 3 条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定しているが、市は、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、県と協議のうえ、区域指定の促進を図るものとする。

〔急傾斜地崩壊危険区域指定地〕

地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	指定番号	告示番号
大船谷	大原字菅之谷	17,030.59	昭和59年4月10日	123	千第426号
岩船	岩船	77,948.47	昭和60年10月1日 平成5年3月26日	170	千第973号 千第307号
矢差戸	矢差戸	36,656.46	昭和60年10月1日	171	千第973号
大船谷の2	大原	114,928.61	昭和60年10月15日	177	千第1017号
矢差戸2	大原字荻之澤	37,751.51	平成5年2月26日	304	千第169号
岩船2	岩船字真間	10,431.99	平成5年3月16日 平成21年4月17日	306	千第251号 千第392号
三十根	岩船	57,453.20	平成14年3月12日	447	千第138号
大井	大原	31,308.15	平成14年5月10日	449	千第414号
大原	大原	18,384.14	平成18年12月5日	487	千第997号
岩船の3	岩船	22,581.94	平成20年1月4日	491	千第1号
岩船10	岩船	12,829.05	平成20年12月26日	498	千第906号
岩船16	岩船	15,649.79	平成20年12月26日	499	千第905号
小東田	大原	26,634.02	平成21年2月10日	500	千第121号
小東田の2	大原	12,720.48	平成23年3月18日	511	千第193号
計14箇所		492,308.40			

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが 5 m 以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

市は、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する防止工事について、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業など県費助成を受け、災害の未然防止に努める。

(エ) 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第 3 条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備の促進を図る。

ウ 土石流対策

土石流危険溪流とは、土石流が発生するおそれのある溪流をいい、一般的には溪流の勾配が約 15 度以上の急勾配をなす地域をもち、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流をいう。

県は、これらの溪流について、砂防法第 2 条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

エ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の調査を実施している。

本市においては、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

これらの山地災害危険地区は、県において、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

【山地災害危険地区 箇所数】

山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
245	1	246

【山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）】

[資料 20-3] 山地災害危険地区等

【山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）】

地域名	危険地区番号	大字	字
夷隅	1	大野	荒木根

オ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

（ア）規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

市内で宅地造成工事規制区域の指定を受けた区域はないが、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成工事規制区域の指定を受けた同区域内において宅地造成に関する工事を実施しようとする者は宅地造成等規制法に基づき、県の許可を必要とする。

（イ）宅地造成工事の指導

市は、市内における宅地開発に関し、宅地開発区域及びその周辺地域における災害の未然防止を図るため、いすみ市宅地開発事業指導要綱に基づき指導の

徹底を図る。

なお、県においては、次の事項に留意し、宅地造成工事の許可又は確認を行うとしている。

- a 災害危険区域（建築基準法第 39 条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第 3 条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第 9 条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第 3 条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

（6）孤立集落対策の推進

市は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を講じる。

ア 通信手段の確保

市は、連絡員の派遣、衛星携帯電話・アマチュア無線の活用等、あらゆる手法によって、情報伝達手段の確保に努める。

イ 実態の把握

市は、孤立予想地域に対し、電話、衛星携帯電話、アマチュア無線、連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。

ウ 救助・救出

（ア）市は、ヘリコプターによる救助搬送が予想される場合には、概要を県に連絡し、自衛隊等のヘリコプター出動の要請を行う。

（イ）市は、多数の負傷者が予想される場合は、医師等の現地派遣を要請する。

（ウ）市は、孤立地域の要配慮者の実態を把握し、必要に応じて、県、近隣市町、自衛隊等の応援を得て、優先的に救出を実施する。

エ 物資の搬送

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送が困難な場合には、県に対し、自衛隊等による輸送を要請する。

オ 道路の応急復旧活動

（ア）市は、孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、交通の確保に努める。

（イ）市は、所管する道路管理者と協議し、孤立地域に通じる道路について、優先的に応急復旧を行う。

2 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県の支援を受けるなど、地籍調査の早期着手に努める。

3 河川、ため池施設の安全化

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

(1) 河川施設の整備

市は、地震による河川護岸等の損壊を防止するため、県と連携し、耐震化対策を進める。

(2) ため池等の災害対策

市は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、県及び各土地改良区と協議を行い、改修を必要とするものから計画的な改修を図るものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

関係課等	健康高齢者支援課、福祉課、危機管理課、総務課、市民課、学校教育課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者や障害者のほか、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を、市においては、「避難行動要支援者避難支援計画（以下、この節においては「支援計画」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者への対応

市は、災害対策法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行うものとする。

(1) 地域防災計画の策定

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、地域における災害特性を踏まえつつ避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

(ア) 市は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から事前に要配慮をリストアップし、どのような配慮者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害団体等の関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握に努める。

(ウ) 所在把握には、自治会や行政区など、地域コミュニティを活用するなど、地域

における共助による取組を推進する。

(エ) 市は、県から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、情報の提供に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市は、地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定するものとする。

① 高齢者等

60歳以上で一人暮らしの方で、介護保険の要介護1を受けている方

② 要介護認定者

介護保険の要介護2・3・4・5の認定を受けている方

③ 障害者

- ・身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ・療育手帳所持者（A又は④）

④ 病患者

- ・難病患者のうち身体障害1・2級の方
- ・小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担荷重患者の方

⑤ その他

特別の事情で避難支援を希望する方で、市長が特に認めた方

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件に設けるものとする。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

a 氏名

b 生年月日

c 性別

d 住所又は居所

e 電話番号その他の連絡先

f 避難支援等を必要とする事由

g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によって機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくように努める。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

市は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行えるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

市は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を避難支援機関等関係者間で共有するものとする。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の

下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 市における情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めのある場合を除く）、地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難

計画を更新する。

- エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。
- オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- カ 県は、市における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行うこととしている。

2 要配慮者全般への対応

(1) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や行政区などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)の整備に努めるものとされている。

市は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示等の情報伝達

市は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内

の一般避難スペースでは生活することが、困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、市は福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を受け入れる拠点の整備に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮するものとする。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協

力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人への対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は、災害時における日本語の対応が十分でない外国人に対する対応として、県が行う外国人向けの語学ボランティアの派遣制度を活用する。

また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

[資料 8-6]いすみ市避難行動要支援者避難支援計画

[資料 16-1]社会福祉施設一覧

第9節 情報連絡体制の整備

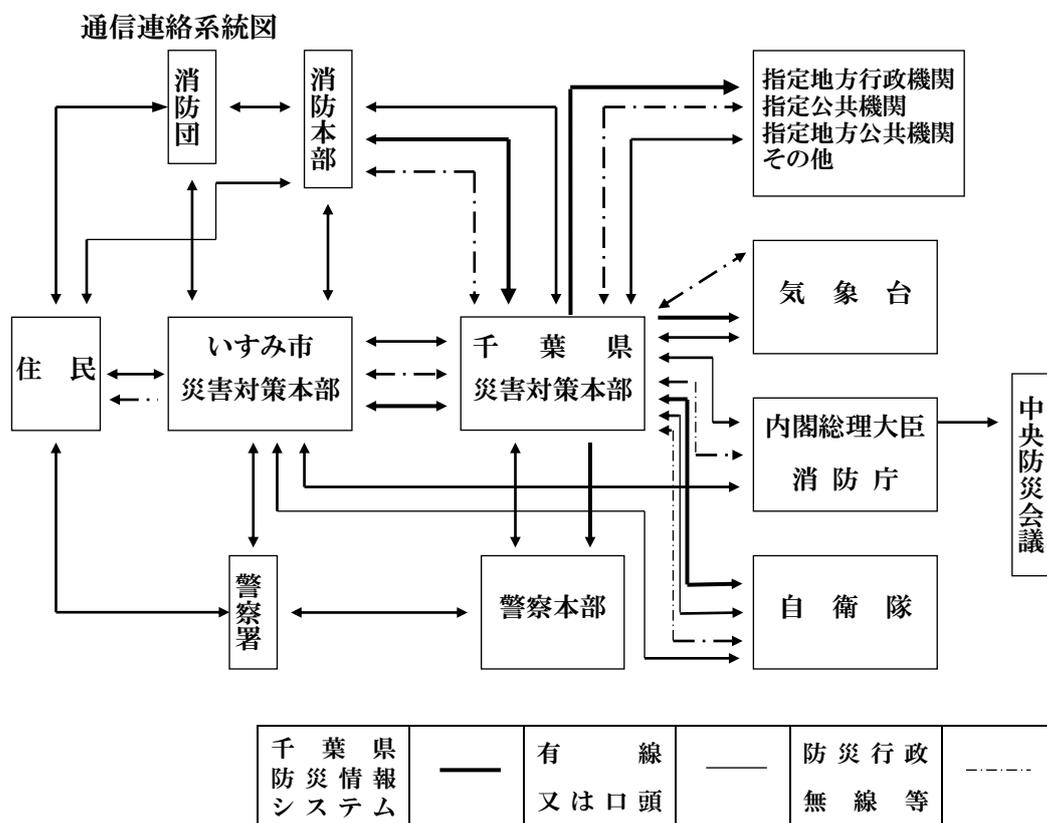
関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、健康高齢者支援課、農林課、建設課、水産商工観光課、学校教育課、生涯学習課、水道課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

1 災害情報通信連絡系統



2 市における災害通信施設の整備

市は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市防災行政無線等を整備し運用している。

また、災害時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部に衛星携帯電話等の配備を進め、災害通信施設の充実を図る。

[資料 10-1] 防災行政無線の整備概要

3 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。

[資料10-2] 県防災行政無線通信施設

(2) 県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、千葉県防災情報システムを整備し、運用している。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。

(3) 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。

【震度計設置場所】

設置箇所	所在地
いすみ市役所 大原庁舎（庁舎外）	いすみ市大原7400-1
夷隅庁舎（庁舎内）	いすみ市国府台1524-1
岬 庁 舎（庁舎外）	いすみ市岬町長者549

(4) 地震被害予測システムの整備・運用

県は、地震発生時に効率的に災害対応を行うため、震度情報ネットワーク及び国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網（K-NET）からの震度情報及び地盤や建物等の基礎データを基に、地震発生直後に震度分布や人的被害、建物被害等を推計する「地震被害予測システム」を整備・運用している。

(5) 津波浸水予測システムの整備・運用

県は、沿岸住民等の安全な避難行動や迅速な救援活動等を支援し、津波被害の軽減を図るため、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、千葉県房総半島沖から北海道沖の日本海溝沿いの150地点に設置した日本海溝海底地震津波観測網（通称 S-net）

Seafloor observation network for earthquakes and tsunamis along the Japan trench) で観測した水圧データ等に基づき詳細な津波予測を行う「千葉県津波浸水予測システム」(以下、「津波浸水予測システム」という。)を整備・運用している。

ア 津波浸水予測システムに配信される地震・津波観測網

津波浸水予測システムは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が、整備した地震・津波計のうち、房総半島沖から宮城県沖の 62 地点で観測され、リアルタイムで配信された地震動・水圧データに基づくものである。

イ 津波浸水予測システムによる津波予測情報

津波発生時に、S-net による観測データに基づき、津波到達予想時刻、最大津波高、津波の浸水域及び浸水深を予測する。

ウ 予測対象地域

銚子市～南房総市の九十九里・外房地域を予定している。

4 警察における災害通信網の整備

(1) 警察災害通信施設は、災害対策基本法に基づき、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することができる。

(2) 市長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定に基づき、通信設備の優先利用等に関する規定により警察通信施設を使用することができる。

5 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku 帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

8 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通

信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。なお、主要設備については予備電源を設置している。

9 ソフトバンク㈱における災害通信施設等の整備

ソフトバンク㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の他ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

10 非常通信体制の充実強化

市は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

11 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。このため、市とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努めるものとする。

12 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、学校教育課、水道課
------	------------------------------

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

県及び市は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

なお、備蓄・調達体制の推進に当たっては、「いすみ市備蓄計画」による。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベット・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所となる学校施設の空き教室などを利用し、備蓄物資を計画的に配備、拡充するなど、多様な災害時にも対応できるよう、

集中備蓄、分散備蓄の併用体制の推進及び、輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進を図る。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は県と連携し、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、指定した備蓄拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する必要がある。

そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の備蓄

医薬品及び応急医療資機材等については、県において、災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しており、市は県と連携し、平常時から体制整備に努めるものとする。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しており、市は県と連携し、平常時から体制整備に努めるものとする。

第 1 1 節 防災施設の整備

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、学校教育課、生涯学習課、建設課、水道課
------	--

地震災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 防災拠点等の整備

- (1) 災害応急対応を円滑に行うため、(仮称)防災センターの整備を検討する。
- (2) 市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。
施設としては、災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成するものとする。

2 避難施設の整備

市は、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定及び運営を行う。また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民の周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、市は、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際

には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定緊急避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民とへの周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努める。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難場所の指定等

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難場所として指定し、市民への周知徹底を図ることとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐水性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護所の施設整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、液化石油ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談員等の配置等に努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。

ケ 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

サ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であるこうとを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等や地域住民関係者との調整に努める。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

セ 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 津波緊急避難場所の整備

市は、津波緊急避難場所に津波緊急避難場所の適地の選定が困難な地域においては、津波避難タワー等の避難施設の設置を検討する。

(4) 避難路の整備

ア 市は、津波緊急避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じる。

イ 市は、迅速な避難ができるよう、避難道路の整備を検討する。

(5) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を図る。なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(6) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市はヘリコプター臨時離発着場等の確保を図る。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の

安全性等を考慮し避難所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

〔ヘリコプター発着場の必要面積〕(注) 四方向に障害物がないとき

機種	必要地積 (1機あたり)
OH-6J	約 30m×30m
UH-1H	約 50m×50m
CH-47	約 100m×100m

〔ヘリコプター臨時離発着場適地〕

離発着場名称	地番等	座標	広さ		最寄消防	避難所との競合
			巾×長さ (m)	区分		
大原中学校	いすみ市大原7400-12	N:35.253386 E:140.383751	90x190	中	1001m	指定緊急避難所と共用、指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
岬中学校	いすみ市岬町椎木1370	N:35.318676 E:140.375265	90x120	中	2270m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
国吉中学校	いすみ市国府台1552	N:35.284828 E:140.311425	60x100	中	1300m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
長者小学校	いすみ市岬町長者330	N:35.294460 E:140.391859	60x90	中	1400m	指定緊急避難所と共用、指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
岬総合運動場	いすみ市岬町長者22	N:35.298791 E:140.384202	114x116	大	300m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ文化とスポーツの森(スポーツ広場)	いすみ市深谷1968-1	N:35.286033 E:140.300753	70x120	中	1500m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ文化とスポーツの森(野球場)	いすみ市深谷1968-1	N:35.286033 E:140.300753	80x120	中	1500m	指定避難所と隣接若しくは同一敷地内
いすみ運動公園(公園)	いすみ市釈迦谷1077	N:35.236480 E:140.362229	90x120	中	2350m	指定緊急避難場所等との競合はない
いすみ運動公園(野球場)	いすみ市釈迦谷1077	N:35.236480 E:140.362229	50x80	中	2350m	指定緊急避難場所等との競合はない

第12節 帰宅困難者等対策

関係課等	危機管理課、学校教育課、健康高齢者支援課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課
------	--

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

いすみ市からもJR外房線などの交通機関を利用し、千葉・東京方面に多くの方が通勤通学していることから、JR東日本など発災時における関係機関との情報収集体制の確立を図る必要がある。

また、本市は、海水浴などの夏季観光シーズンや祭礼などの行事に県内県外より多くの方が来訪することから、災害が発生し帰宅困難者となった場合の支援対策等を講じる必要がある。

1 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、県などと協力し、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、J-ampiTwitter・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などにつ

いて、テレビ・ラジオ放送やホームページなど様々な媒体を活用して、主体的に提供していくとともに、平常時から県や交通事業者、周辺自治体、企業等と連携協力し「むやみに移動を開始しない」ということの周知徹底に努める。

さらに、市は関係機関と連携して緊急速報メール、防災メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ

屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

2 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

3 帰宅支援対策

本市からは、JR外房線などの交通機関を利用し、千葉・東京方面に多くの人が通勤通学をしており、災害時には帰宅困難者となる可能性があることから、市外への通勤通学者を把握するとともに、JR東日本(株)や学校など関係機関と連携し情報収集体制の確立を図り、安否確認などの情報提供を行い帰宅支援に努める。

第13節 防災体制の整備

関係課等	全課
------	----

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波災害などの災害にも迅速かつ機動的な災害対応ができるよう、庁内における初動体制の強化を図るとともに、平常時から県や近隣市町村、国、県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対応業務のデジタル化や災害対策本部機能の強化など体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1 市の防災体制の整備

(1) 庁内初動体制の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波災害などの災害にも迅速かつ機動的な災害対応ができるよう、いすみ市職員初動マニュアルに基づく初動体制の見直し・強化を図る。

(2) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(3) 受援計画の策定

市は、国、県、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、「いすみ市震前判定計画」を策定し、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、市が中心となっていくことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。

(4) 広域避難者の受入体制の整備

市は、県内市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

2 市の業務継続計画〔震災編（BCP）〕

(1) 市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、市民生活を支える行政機能を確保し、市民生活に必要な行政機能を継続するため、業務継続計画に基づき取り組むものとする。

(2) 策定に係る重要6要素

市は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素(11項目)について定めておく必要があるため、必要に応じ適宜見直しを行っていく。

ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○市長不在時の代行順位を定めておく

○休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

イ 大原庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

ウ 電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく

○非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。(停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する)

○職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

オ 重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ 非常時優先業務の整備

○大規模災害時に優先して実施すべき業務(非常時優先業務)を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制(全庁的な役割分担、人員配置)を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定(受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務など)を定めておく

第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画	地- 68
第1節 災害対策本部活動	地- 72
1 市の活動体制	地- 72
2 災害救助法が適用された場合の体制	地- 78
3 市町村間での応援体制	地- 78
4 指定行政機関等の活動体制	地- 78
5 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携	地- 79
6 市への支援	地- 79
7 災害救助法の適用手続等	地- 79
第2節 情報収集・伝達体制	地- 83
1 通信体制	地- 83
2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達	地- 83
3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報	地- 88
4 関係機関における措置	地- 95
5 被害情報等収集・報告	地- 96
6 災害時の広報	地-104
第3節 地震・火災避難計画	地-106
1 計画内容	地-106
2 実施機関	地-106
3 避難の勧告又は指示等	地-107
4 避難誘導等	地-108
5 避難所の開設	地-109
6 安否情報の提供	地-111
第4節 津波避難計画	地-112
1 津波警報等の伝達	地-112
2 住民等の避難行動	地-113
3 住民等の避難誘導	地-113
第5節 要配慮者等の安全確保対策	地-114
1 避難誘導等	地-114
2 避難所の開設、要配慮者への対応	地-114
3 福祉避難所の指定及び設置	地-115
4 避難所から福祉避難所への移送	地-116
5 被災した要配慮者等の生活の確保	地-116

第6節 消防・救助救急・医療救護活動	地-117
1 消防活動	地-117
2 救助・救急	地-119
3 水防活動	地-120
4 危険物等の対策	地-120
5 医療救護	地-121
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	地-127
1 千葉県警察災害警備実施計画	地-127
2 交通規制計画	地-128
3 交通規制の指針	地-129
4 緊急輸送	地-129
5 緊急通行車両の確認等	地-130
6 規制除外車両の確認等	地-131
7 震災発生時における運転者のとるべき措置	地-132
8 道路管理者の通行の禁止又は制限	地-132
9 道路啓開	地-132
第8節 救援物資供給活動	地-134
1 応急給水	地-134
2 食料・生活必需品等の供給体制	地-135
3 燃料の調達	地-139
第9節 広域応援の要請	地-140
1 国等に対する応援要請	地-140
2 千葉県大規模災害時応援受援計画	地-140
3 県に対する応援要請	地-142
4 市町村間の相互応援	地-143
5 消防機関の応援	地-143
6 水道事業者等の相互応援	地-143
7 資料の提供及び交換	地-143
8 経費の負担	地-144
9 応急対策活動拠点の候補地選定	地-144
10 民間団体等との協定等の活用	地-144
11 広域避難	地-144
12 広域一時滞在	地-145

第10節 自衛隊への災害派遣要請	地-147
1 災害派遣の要請	地-147
2 災害派遣の方法	地-147
3 知事への災害派遣の要請の要求	地-148
4 自衛隊との連絡	地-149
5 災害派遣部隊の受入体制	地-149
6 災害派遣部隊の撤収要請	地-151
7 経費負担区分	地-151
8 自衛隊の即応態勢	地-151
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	地-153
1 防災体制の確立	地-153
2 応急教育の実施	地-154
3 学用品の調達及び支給	地-155
4 授業料等の減免・育英補助の措置	地-156
5 学校給食の実施	地-156
6 文化財の応急対応	地-156
第12節 帰宅困難者等対策	地-158
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	地-158
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	地-158
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	地-158
4 帰宅困難者等の把握と情報提供	地-158
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	地-159
6 徒歩帰宅支援	地-159
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地-160
1 保健活動	地-160
2 飲料水の安全確保	地-160
3 防疫	地-160
4 死体の搜索処理等	地-162
5 動物対策	地-164
6 清掃及び障害物の除去	地-165
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	地-169
1 応急仮設住宅の供与等	地-169
2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	地-171
3 被災宅地危険度判定支援体制の整備	地-172
4 罹災証明書の交付	地-172

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧 -----	地-174
1 水道施設 -----	地-174
2 電気施設 -----	地-176
3 ガス施設 -----	地-178
4 通信施設 -----	地-180
5 放送機関 -----	地-183
6 道路・橋梁 -----	地-183
7 交通施設 -----	地-183
8 その他公共施設 -----	地-185
第16節 ボランティアの協力 -----	地-187
1 災害ボランティアセンターの設置-----	地-187
2 ボランティアの活動分野 -----	地-188
3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 -----	地-188
4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ -----	地-188
5 災害時におけるボランティアの登録、派遣 -----	地-189
6 ボランティア受入体制 -----	地-191
7 災害ボランティアセンタースタッフ等の養成等 -----	地-191
8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 -----	地-191

第1節 災害対策本部活動

関係課等	全課
------	----

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 市の活動体制

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関並びに市域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を速やかに実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りには許されるが見逃しは許されない

また、国において緊急災害対策本部等を設置したとき、県において災害対策本部及び現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「いすみ市災害対策本部条例」及び「いすみ市災害対策本部条例施行規則」の定めるところによる。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁が市域の震度観測点で震度4を観測し、危機管理課長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたときは、危機管理課、関係部局は、次の措置を講ずる。

(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 気象庁が市域の震度観測点で震度5弱を観測したと発表したとき、気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報若しくは津波警報を発表したとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、防災危機管理課長

が必要と認めたときは、関係部局は、情報収集体制を強化する。

ウ 危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

オ 夜間、休日等の勤務時間外

(ア) 当直者は、上記アに掲げる気象予警報が発表された場合、あるいは災害の発生するおそれがある気象状況が関係機関から通報されたとき、または災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき、直ちに危機管理課長にその旨を伝達する。

(イ) 当直者からの連絡を受けた危機管理課長は、情報の内容その他の状況等を分析、判断し速やかに職員等の動員等の措置をとる。

(2) いすみ市災害対策本部

ア 市災害対策本部の設置又は廃止とその基準

市長は、地震津波による災害に迅速に対応する体制を確立するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、市災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

なお、市長が不在、連絡不能等の場合、副市長、教育長の順でその権限を代行する。

(ア) 気象庁において市内震度を5強以上と発表したとき（自動設置）

(イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき（自動設置）

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置）

(エ) 地震または津波により局地及び、大規模な災害が発生したとき

(オ) 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めるとき。

a 特に大きな被害が発生したとき

b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

イ 本部設置または廃止の通報及び発表

本部長は、災害対策本部を設置または廃止した場合、直ちにその旨を県知事に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長または代表者

(イ) 隣接市町長

(ウ) 消防本部消防長

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進するうえで必要があると認めたと

きは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部には、「いすみ市災害対策本部条例」に基づき、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

エ 市災害対策本部の組織及び編成

市本部の組織及び編成は、「いすみ市災害対策本部条例」及び「いすみ市災害対策本部条例施行規則」の定めによるが、その概要は次のとおりである。

[資料6-1] 災害対策本部の編成

オ 本部室

本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- (ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- (ウ) 配備体制の発令及び解除に関すること
- (エ) 避難の勧告及び指示に関すること
- (オ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の運用に関すること
- (カ) 千葉県及び防災関係機関からの応援に関すること
- (キ) 他市町村との相互応援に関すること
- (ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- (ケ) その他重要事項に関すること

カ 本部連絡員（本部事務局）

- (ア) 本部連絡員は、本部事務局に勤務する。
- (イ) 事務局長は、危機管理課長をもって充てる。
- (ウ) 事務局長補佐は、危機管理監をもって充てる。
- (エ) 事務局職員は、危機管理課職員をもって充てる。
- (オ) 本部連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- (カ) 事務局の事務分掌等

事務局の事務を庶務班、情報班、応急対策班に分け、各班の班長は事務局長が指名する。

キ 対策部

対策部は、部長、班長及び班員をもって構成し、対策部が所掌する分掌事務を遂行する。

ク 本部派遣職員

本部派遣職員は、災害対策本部及び本部事務局との連絡調整にあたる。

ケ 現地災害対策本部

本部長は、災害の現地における応急対策を推進するうえで必要があると認めたと

きは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部には、「いすみ市災害対策本部条例」に基づき、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

コ 本部室、各部、各班の連絡方法

(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、事務局長が事務局員を通じて、各対策部長が各対策部及び各班に連絡するものとする。

(イ) 各部及び各班で聴取した情報あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、各対策部長である本部員が本部連絡員を通じて、事務局長を経由して本部長に報告するものとする。

(ウ) 上記（イ）により報告を受けた場合は、上記（ア）と同様に取り扱うものとする。

(エ) 本部の部長、副部長、班長及び各班の分掌事務は、いすみ市災害対策本部条例施行規則第7条に基づき、次のとおりとする。

[資料 6-2] 災害対策本部各対策部の編成表及び事務分掌

・本部長の命令、本部会議の審議・決定事項等は、事務局長（危機管理課長）から各部長に命令・指示する。

・各対策部で収集した情報、実施した対策等のうち、本部長が承知しておく必要がある事項は、各班長（各課長）が事務局に報告する。

サ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

シ 市本部の設置場所

市本部は、原則として、市役所大原庁舎 2階 公室に設置する。

なお、市役所大原庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる場所に設置するが、本部長の判断により変更することができる。

対策本部を設置した場合は、「いすみ市災害対策本部」の標示を掲示するものとする。

施設名	所在地
大原文化センター	いすみ市大原7838
夷隅文化会館	いすみ市深谷1968-1

(3) 職員の配備

ア 職員の待機体制

各部課等の長は、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

各部課等の長は、年度当初に職員の配備計画を立て、所属職員への周知を徹底し

ておくものとする。

また、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、庁舎内に危機管理課職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震津波災害に対処する市本部設置前の配備は、次に示す基準により、第1又は第2配備体制を配備する。

震度及び津波予報による場合は自動配備とし、自動配備基準に満たない場合は危機管理課長が被害状況等から総合的に判断する。

なお、第1及び第2配備体制は災害対策本部設置前の体制（情報収集体制）であり、災害対策本部は第3配備以降に設置される。

[資料 7-1] 配備基準

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する市本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。次に示す基準により、災害対策本部（第3～第5配備体制）を設置する。

震度、津波予報及び内閣総理大臣の警戒宣言による場合は自動配備とし、その他、市長が地震・津波による災害に迅速に対応する体制を確立するため、被害状況等から災害対策本部の設置及び配備体制の決定を行う。

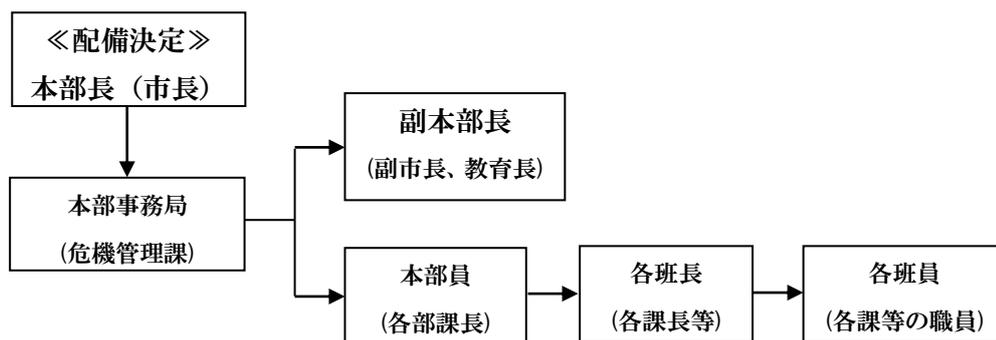
(4) 職員の動員

ア 動員体制の確立

各対策部長は、それぞれの部内各班の動員システムの連絡方法等を、あらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



ウ 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で達を行う。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話、防災メール等

(イ) 勤務時間外

電話、防災行政無線、防災メール等

エ 職員の参集等

(ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時の初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員、班長、本部事務局職員、本部連絡員、情報連絡員、各所属の第1配備、第2配備職員

(イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、市役所各庁舎又は避難所に指定されている学校等に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。

(ウ) 自主登庁又は自主参集

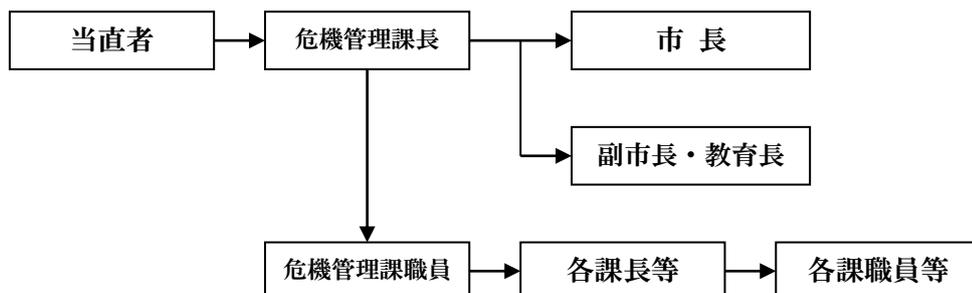
a 災害対策本部において、本部を構成するすべての職員は、勤務時間外に災害が発生し、防災行政無線、電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、市役所大原庁舎に自主登庁及び自主参集するものとする。

b その他の職員については、所属の勤務地に速やかに登庁するものとする。ただし、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、最寄りの市役所各庁舎又は避難所に指定されている学校等に参集し、それぞれの災害応急体制の組織に入るものとする。

オ 当直者の心得

(ア) 当直者は、災害の発生するおそれがある気象状況が関係機関から通報されたとき、または災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるときは、直ちに危機管理課長にその旨を伝達するものとする。

(イ) 当直者からの連絡を受けた危機管理課長は、情報の内容その他の状況等を分析、判断し、速やかに職員の動員等の措置をとる。



カ 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

キ 参集時の留意事項

- (ア) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- (イ) 災害応急対策活動に便利で安全な服装で参集し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われるものをできるだけ携行する。
- (ウ) 参集途上、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部活動に支障をきたすことのないよう注意を払う。
- (エ) 参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- (オ) 参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

ク 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

(5) 消防本部に対する伝達及び動員

- ア 災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防本部への伝達は、危機管理課長（本部事務局長）が行うものとする。
- イ 伝達の方法は、電話、口頭等の方法のうち最も迅速、確実に行える方法により行う。
- ウ 消防長は、危機管理課長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出動できる体制を確立するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

3 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

[資料2-2]災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

4 指定行政機関等の活動体制

(1) 責務

- ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

市災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

5 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携

市は、災害の状況に応じ、市災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

さらに、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

6 市への支援

県は、市が災害対応能力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ的確に支援するため、県職員を積極的に派遣して情報収集するなどの措置をあらかじめ定めるものとしている。

7 災害救助法の適用手続等

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

- (ア) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。(法施行令第1条第1項第1号)
- (イ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。(法施行令第1条第1項第2号)
- (ウ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行うものである。

(別表) 災害救助法適用基準表

団体名	人口(人)	複数世帯数	
		1号	2号
いすみ市	35,571	60	30

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
- 3 人口は令和2年国勢調査(総務省)による。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、災害時において、市内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長に行わせることができる。
- ウ 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

- (ア) 避難所及び(応急仮設住宅を含む)の供与
- (イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災した住宅の応急修理
- (キ) 学用品の給与
- (ク) 埋葬
- (ケ) 死体の捜索及び処理
- (コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

- (ア) 避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

- (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のも

- (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のも

- (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

- (ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

- (イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

- ア 市における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

関係課等	全課
------	----

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。

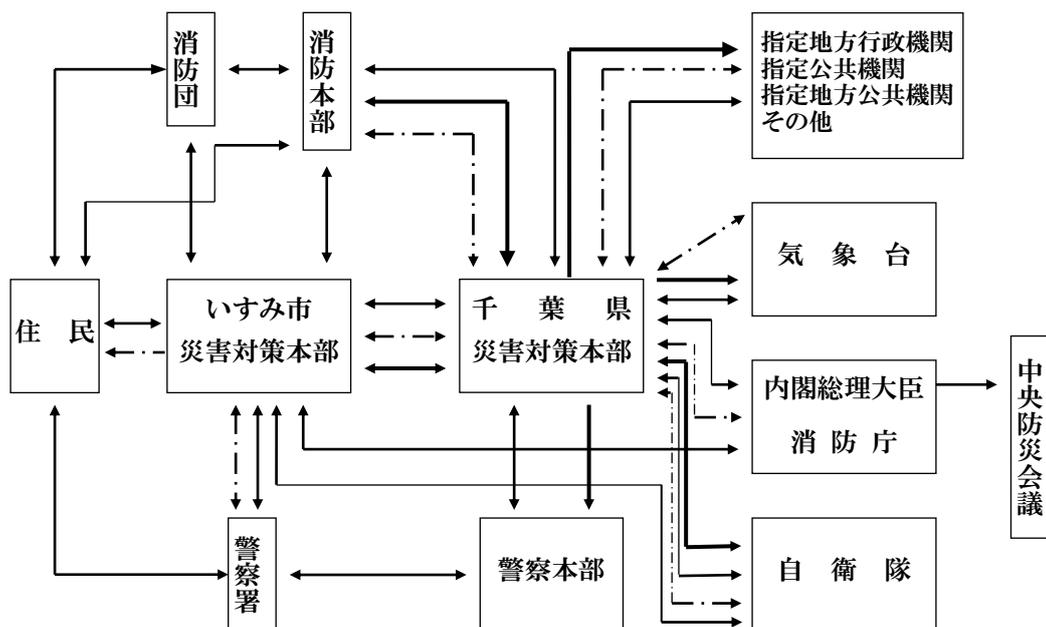
特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	防災行政 無線等	-----
---------------------	---	------------	---	-------------	-------

(2) 通信連絡手段

ア 市

- (ア) 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- (イ) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- (ウ) 保有する同報無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- (エ) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
- (オ) いすみ市防災行政無線等を活用して消防本部、消防署等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- (カ) 市長は、伝達された警報等を下記により住民に周知徹底する。

市防災行政無線、広報車、サイレン又は警鐘その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市から報告する場合は、下記によるものとし、報告システムは当該計画に定めるところによる。

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電報

(3) 災害時における市防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

市役所大原庁舎統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、いすみ市防災行政無線（固定局）運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため市は、あらかじめ東日本電信電話㈱千葉事業部に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

【災害時優先電話】

平成29年4月1日現在

設置場所	電話番号
総 務 課	0470-63-1252
危 機 管 理 課	0470-62-1148
建 設 課	0470-62-1153
合計 3回線	

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

（ア）警察通信施設

（イ）国土交通省関係通信施設

（ウ）海上保安部通信施設

（エ）日本赤十字社通信施設

（オ）東日本電信電話（株）通信施設

（カ）東京電力グループ通信施設

（キ）日本放送協会千葉放送局通信施設

ウ 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部通信施設

エ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

（ア）人命の救助に関するもの。

- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

(1) 情報の収集

千葉県は、地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動本システムでは、県内全市町村の82観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、市災害対策本部の応急対策における意思決定に活用される。

【いすみ市に設置されている計測震度計】（情報観測点）

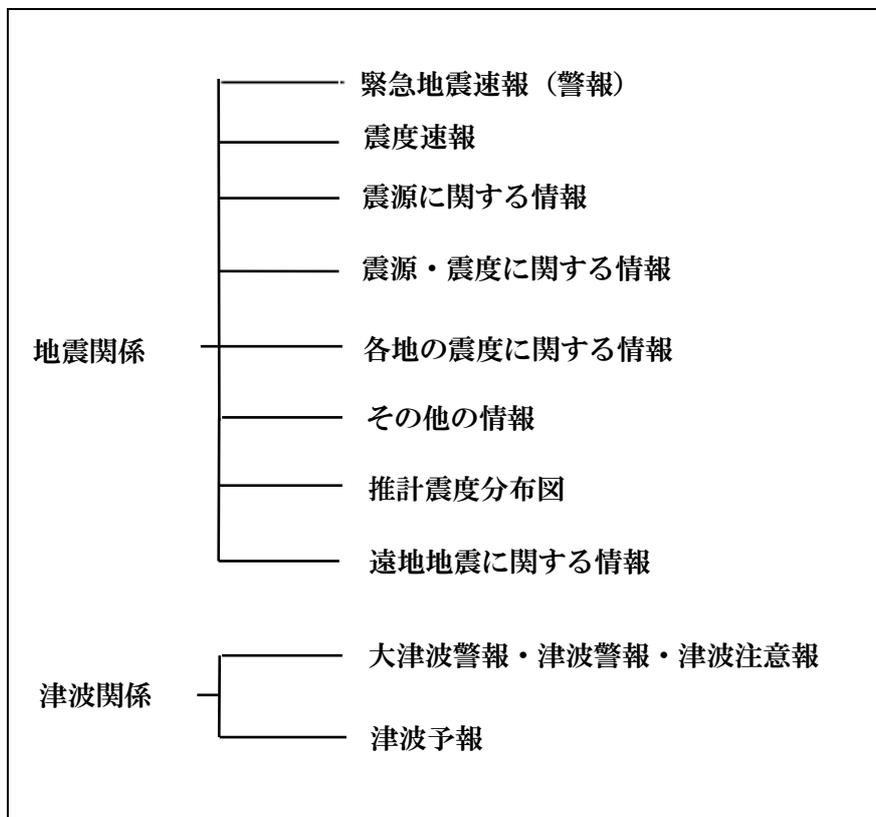
設置箇所	所在地
市役所 大原庁舎（庁舎外）	いすみ市大原7400-1
市役所 夷隅庁舎（庁舎内）	いすみ市国府台1524-1
市役所 岬庁舎（庁舎外）	いすみ市岬町長者549

(2) 情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類



(2) 情報等の発表

市は、次に示すような災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について、県、警察署または日本電信電話(株)から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、市内の公共的団体等や自治会等に通報する

ア 地震情報

(ア) 緊急地震速報 (警報)

最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(ウ) 震源に関する情報

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(エ) 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度3以上。
- ・津波警報または津波注意報発表時。
- ・若干の海面変動が予想される場合。
- ・緊急地震速報(警報)を発表した場合。

(オ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)が発表される。

(カ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(キ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

(ク) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(ケ) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、国立研究開発法人防災科学技術研究所(11ヶ所)、千葉市(4ヶ所)松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和3年4月1日現在)。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。 (※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻高さを津波予報区単位で発表する。(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の

推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

・津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

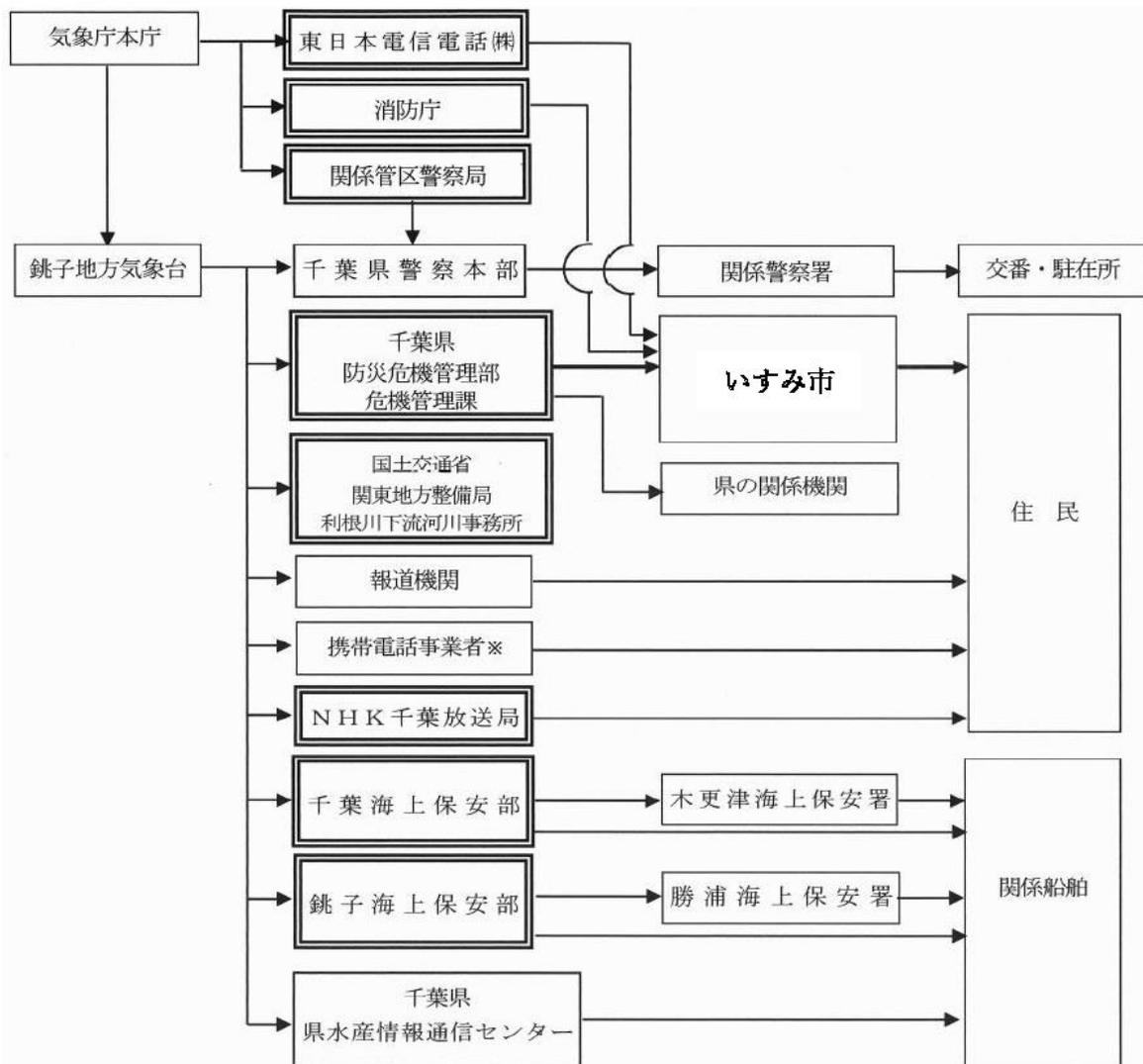
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 受伝達系統等
津波予報伝達系



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4 関係機関における措置

区 分	内 容
市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。 住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知または通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
千葉県警察	1 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

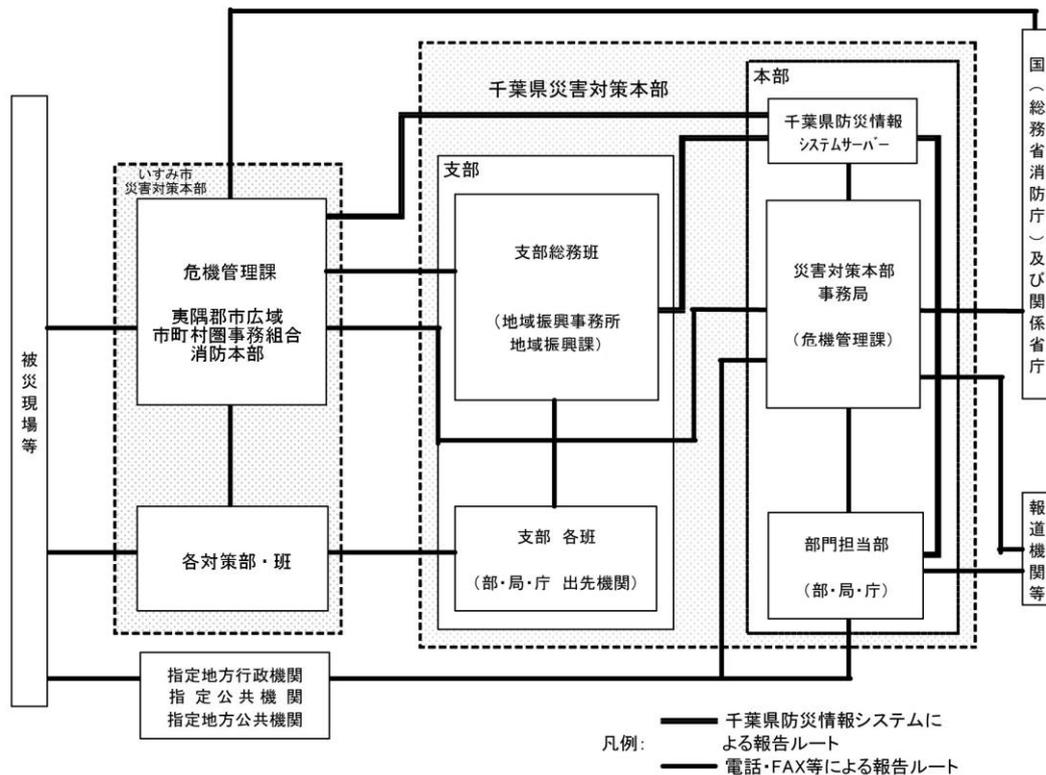
5 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、県及び防災関係機関と緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、課・局）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の（ア）から（キ）の基準に該当する災害の場合、本部事務局（県危機管理課）へ報告する。

- （ア）震度5弱以上の地震が発生した場合
- （イ）気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- （ウ）津波に関する注意報、警報が発表された場合
- （エ）市に災害対策本部が設置された場合
- （オ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合
- （カ）上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合

(キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

イ 報告の種別等

本部事務局（県危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所又は地域

(エ) 被害の状況

(オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

b 主な応急措置の実施状況

c その他必要事項

(カ) 災害による住民等の避難の状況

(キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集・報告

市は、市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（県危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

エ 市は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、

要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

オ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

カ 市は、罹災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(5) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る責任者（1名）を定めておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

[資料4-1] 県への被害状況報告一覧

[資料4-2] 被害状況報告書様式

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）

FAX 03-5253-7537（ " ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（危機管理課）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175（危機管理課）

FAX 043-222-1127（ " ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）

FAX 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

FAX 03-5253-7553 (")

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)

FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (")

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)

FAX 043-222-5219 (")

(9) 市の通信手段及び連絡先

ア 県防災行政無線

電話 234-721 (地上系) (危機管理課) 012-234-723 (衛星系) (防災担当席)

234-723 (地上系) (危機管理課) 012-234-721 (衛星系) (危機管理課)

234-729 (地上系) (宿直室) 012-234-729 (衛星系) (宿直室)

FAX 234-722 (地上系) 012-234-722 (衛星系)

イ 一般加入電話

電話 0470-62-2000 (危機管理課)

FAX 0470-63-1252

別表1 報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市域内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 市域内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]

別表2 被害の認定基準

区 分	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	軽傷者災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 全 壊 (全 焼・全 流 失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

区分		認定基準
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能にな	

		ったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。

区分		認定基準
その他被害	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。

その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設 被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

区 分		認 定 基 準
被 害 金 額	農 産 被 害	農産被害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 災害時の広報

(1) 広報活動要領

市は県や防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

- (ア) 市防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報
- (イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- (ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (エ) インターネット（市ホームページ、メールなど）を活用した広報
- (オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネットへの要請

市が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネット事業者との連携を検討するものとする。

[資料10-3] 放送要請協定機関及び窓口

エ 報道機関への報道要請

市が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、市が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、県が締結している「災害時における報道要請に関する協定」に基づき要請する。

[資料 10-4] 千葉県報道要請協定機関

第3節 地震・火災避難計画

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に收容し、保護するための計画とする。

また、千葉県が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（水防法第29条）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所等の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を收容するため、避難所等を設置する。

ア 避難所等の設置は、市長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するも

のとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長に行わせることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の指示等

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために、特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行ったときは知事へ報告する。

ア 市長の措置

市長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

ただし、知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の指示等の内容

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した場合、市は当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

[資料 8-1] 警戒レベル・避難指示等の発令基準

4 避難誘導等

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。

誘導に当たっては、できるだけ自治会、自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行うものとする。

(1) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作施した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(2) 市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住

民等への周知徹底に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5 避難所の開設

津波緊急避難場所及び避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (1) 市は、避難所等を設置する必要があるときは、指定する避難所を開設するものとするが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の要配慮者配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 市は、在宅避難者等に対しても必要な支援の実施に努める。
- (3) 市は、施設管理者の監督のもとで、住民の自主防災組織、ボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (4) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の

自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、市職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (5) 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

- (6) 市は、家庭動物との同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する避難所ごとの運営マニュアルにおいて、避難者間のトラブル防止のため、家庭動物の収容場所を確保し飼い主が責任を持って家庭動物の飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、家庭動物の飼養場所を確保し、家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

- (7) 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (8) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

- (9) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (10) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (11) 市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (12) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めると

ともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

〔避難所等の種類〕

区 分	内 容
緊急開設避難所	自主避難者や避難勧告等、地区が小規模の場合、優先的に開設する避難所
避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あらゆる応急仮設住宅への入居ができるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所
津波緊急避難場所	津波警報等が発表または津波襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所

〔緊急開設避難所〕

地域	名称	所在地	電話番号	施設	収容能力	
					面積 (㎡)	人員 (人)
夷隅	夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000	大ホール	524.0	131
				和室	41.3	10
大原	大原文化センター	いすみ市大原 7838	0470-63-1222	1階和室	69.3	17
				1階大会議室	180.0	45
	東小学校	いすみ市山田 460	0470-66-1415	体育館	995.0	248
岬	岬公民館	いすみ市岬町長者 22	0470-87-6111	大会議室	315.4	78

6 安否情報の提供

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危険に恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

[資料8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準

[資料8-2]避難所等一覧

[資料8-3]避難所の開設要領

[資料8-4]避難所の運営要領

[資料8-5]避難所収容台帳等（様式）

第4節 津波避難計画

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。
なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達

- (1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により市及び消防機関へ伝達する。
- (2) 市は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けたとき、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。また、住民等への発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。
 - ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。
 - イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市はあらゆる広報伝達媒体や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
 - ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
 - エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。
- (3) 県は、県津波浸水予測システムにより得た情報を活用し、迅速な津波災害対応に努める。
- (4) 河川・海岸地域では、市、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図

り、強い地震（震度5弱以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(5) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と協調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

(6) 漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に市が指定する津波緊急避難場所や高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 住民等の避難誘導

(1) 市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

(3) 住民等の避難誘導にあたる消防団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、行政区、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

[資料8-1]警戒レベル・避難指示等の発令基準

[資料8-2]避難所等一覧

[資料8-3]避難所の開設要領

[資料8-4]避難所の運営要領

[資料8-5]避難所収容台帳等（様式）

第5節 要配慮者等の安全確保対策

関係課等	危機管理課、総務課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、財政課、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、学校教育課、生涯学習課、夷隅・岬地域市民局、消防団
------	--

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、「いすみ市避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者や障害者等の要配慮者を適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織等による避難確認を行うこと。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペース

を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者や障害者その他の要配慮者に配慮した福祉避難所の確保及び運営に努める。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者への理解促進

また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

（2）外国人への対応

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

また、県が行う外国人向けの語学ボランティアの派遣制度を活用するとともに、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の指定及び設置

（1）市では、大規模な災害等が発生した場合において、要配慮者を収容するため、市内要配慮者利用施設と「福祉避難所の指定に関する協定」を締結し、福祉避難所に指定している。

[資料 8-7] 福祉避難所一覧

（2）要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者に要請し、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

(3) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(4) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

関係課等	危機管理課、福祉課、健康高齢者支援課、市民課、農林課、水産商工観光課、建設課、消防団
------	--

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、市は県などの関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ 海上保安庁

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

[資料2-4]千葉県広域消防相互応援協定書

[資料13-1]消防本部組織図

[資料13-2]消防団組織図

[資料13-3]消防機械保有状況

[資料13-4]消防車両等の配置状況

[資料13-5]消防水利の状況

[資料13-6]空中消火資機材

2 救助・救急

(1) 活動体制

市及び消防本部、千葉県警察は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<ol style="list-style-type: none">活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。<ol style="list-style-type: none">延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	<ol style="list-style-type: none">傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	<ol style="list-style-type: none">災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		<ol style="list-style-type: none">救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部(署)		<ol style="list-style-type: none">海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

(1) 水防機関

危機管理課、建設課、農林水産課、消防本部及び消防団をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要があるときは、その他の関係課及び市内の建設業者等の協力を求めるものとする。

(2) 水防本部

市長は、水防に関する予報、注意報または警報等により水害が発生すると予想されるとき、または水害が発生したときは、この計画により水防本部を市役所大原庁舎内に設置する。

ただし、水防本部の組織では処理不可能と本部長が判断したときは、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置するものとし、同本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

なお、本部長は、水防本部設置と同時に消防本部へ伝達し、協力を要請するものとする。

(3) 水防組織及び事務分掌

組織及び事務分掌は、災害対策本部事務分掌に準ずるものとする。

(4) 水防配備体制は、本章第1節「災害対策本部活動」に準ずるものとする。

4 危険物等の対策

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両の応急対策

消防本部は、危険物等輸送車両に対する規制等について、次の措置をとるものとする。

ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

5 医療救護

(1) 関係者とその役割

ア 市民

(ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的か積極的に行うよう努める。

(イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

(ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。

(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療体制の整備を図る。

(ウ) 災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

ウ 県

市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が困難な場合は、市に対し、医療救護活動を行う。

エ 医療機関

(ア) 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対応マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 災害時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(エ) 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害医療チーム（以下「DMAT」という。）の受け入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関し

て中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動をする。

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県においては災害医療本部を、市においては医療救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
 - (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
 - (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
 - (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事

エ 医療救護活動の実施

(ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が組織した救護班と夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 市は、夷隅健康福祉センターの合同救護本部が設置されたときは、職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力する。

(エ) 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、夷隅健康福祉センターと連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。

(オ) 市は、救護所を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、いすみ医療センターを第一候補とし、必要に応じてその他の避難所等に設置するよう努める。

また、設置し運営した場合は、その状況を夷隅健康福祉センターの合同救護本部に報告する。

(カ) 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(キ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

- a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
- b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
- c 医療チームの編成、派遣に関すること。
- d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
- e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
- f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
- g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、災害時の速やかな受け入れに努める。

医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、医療救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた医療救護本部は搬送先の確保に努める。

(イ) 搬送先の確保を要請された医療救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を下記のとおりとする。

(ア) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

市長は、必要に応じて、いすみ医療センターの救護班に出動を命じ、夷隅医師会及び夷隅郡市歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。

(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、夷隅健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、夷隅健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、医療救護本部又は夷隅健康福祉センターの合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援するよう努める。

(3) 災害救助法による医療及び助産

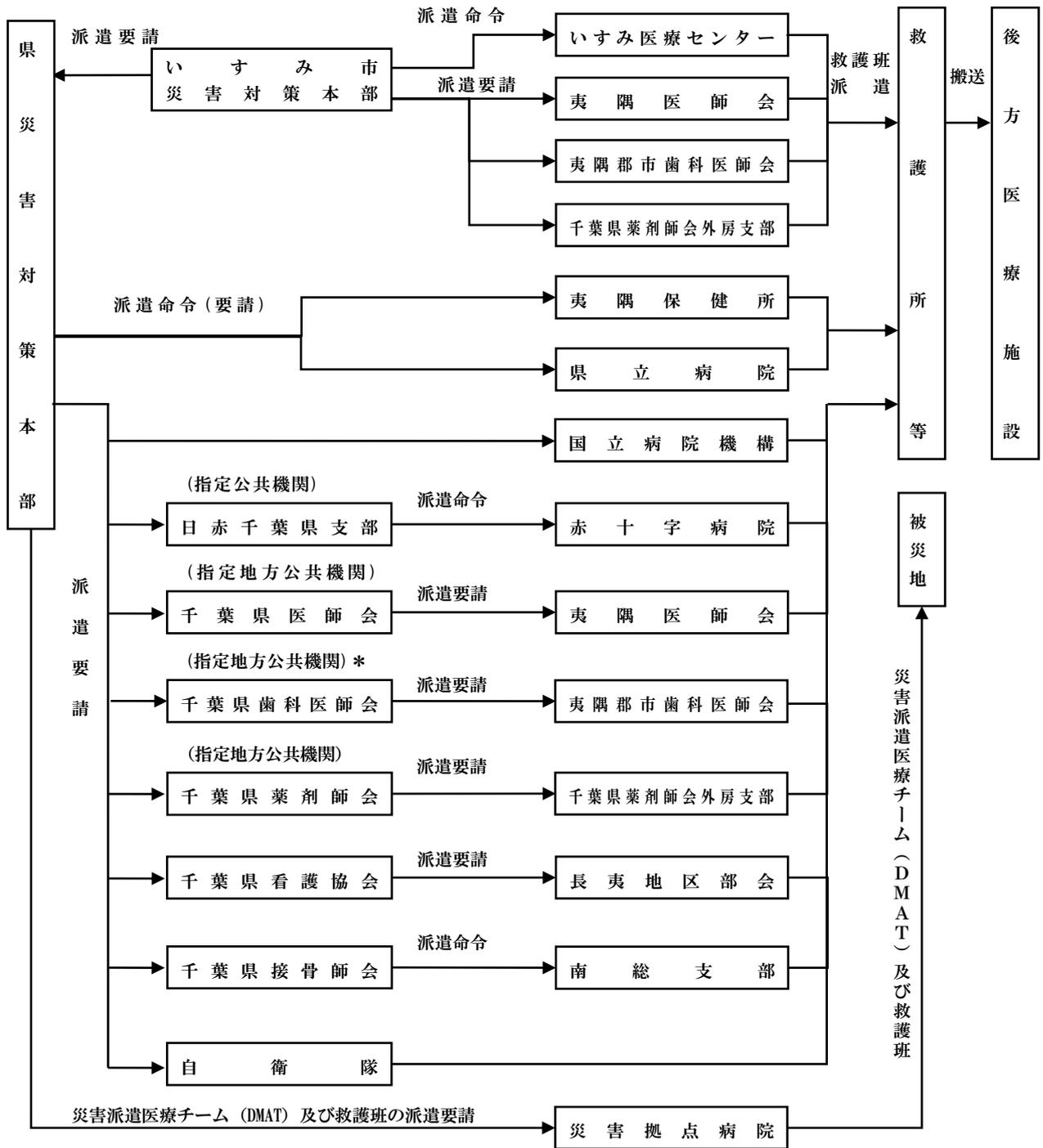
災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

[資料 2-10] 災害時の医療救護活動についての協定書

[資料15-1] 医療機関一覧

[資料15-2] 救護班編成一覧



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

関係課等	危機管理課、財政課、建設課、農林課、水産商工観光課、観光課、生涯学習課、学校教育課
------	---

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられたが発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

- キ 警戒線の設定
- ク 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ケ 報道発表
- コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- サ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、市内又は隣接・近接市町村の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。

この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている

道路の区間又は区域をいう。以下同じ。)において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の3)

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(5) 海上保安部(署)の海上交通規制

ア 地震や津波に伴い船舶交通が輻輳する場合は、当該海域に巡視船艇等を配置するなどして、船舶交通の整理及び指導等を実施する。

イ 地震津波に伴い、船舶海難の発生、岸壁等係留施設・その他海上構築物の損壊、危険物の海上への流出及びいかだ・木材・漁具その他の航路障害物の流出により船舶交通に危険が生じ、または危険が生じるおそれがあるときは、航行警報等による情報提供を実施するとともに、必要ある場合には、船舶交通を制限または禁止する。

3 交通規制の指針

(1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)」の中から選定する。

(3) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

外房地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

4 緊急輸送

県は、災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路(緊急

輸送道路)、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

(1) 緊急輸送道路

県は、機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

市においては、円滑な災害応急対策活動のため、主要な市道等を緊急輸送道路に指定し、災害時には、道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧等を行い、通行を確保する。

[資料11-8]緊急輸送道路

(2) 漁港

大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(3) 飛行場等

ア 空港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

[資料11-6]ヘリコプター臨時離発着所適地

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等に関する

要綱」によるものとし、財政課（財政班）が実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届済証（以下「届出済証」という。）が交付される。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書が交付される。

エ 事前届出・確認に関する手続は、「緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続等に関する要綱」によるものとし、財政課（財政班）が実施する。

[資料11-9]緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

6 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記3（3）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前3（3）を準用する。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

8 道路管理者の通行の禁止又は制限

市及び県は道路管理者として、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

(1) 県の交通禁止または制限

県は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路管理者として、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区画を定めて県道の通行を禁止し、または制限する。

(2) 市の交通禁止または制限

市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路管理者として、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区画を定めて市道の通行を禁止し、または制限する。

9 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に一般社団法人千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、下記の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

第8節 救援物資供給活動

関係課等	水道課、危機管理課、財政課、農林課、水産商工観光課
------	---------------------------

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則としているが、情報の寸断や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるとしている。

1 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 市長は、当該市限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(3) 水道事業体（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する

地点・地域において、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいれた活動体制をとるものとする。

市営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

ウ 広報

水道課（給水班）は、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、市ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時に施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応できない場合は、千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援を得て、応急復旧を行うものとする。

また、応急復旧に伴う資機材の調達は、指定給水装置工事事業者の協力を得て対処する。

[資料2-6]千葉県水道災害相互応援協定

[資料14-1]指定給水装置工事事業者一覧

[資料14-2]補給水利の現況

[資料14-3]応急給水用資機材の保有状況

2 食料・生活必需品等の供給体制

市は、要配慮者や女性の避難生活に配慮しながら、市民の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水や生活必需物資の計画的な備蓄を推進する。

特に、避難所となる学校施設などの空き教室を利用し、備蓄物資等を計画的に配備、拡充に努めるとともに、関係事業者等との協定締結を推進し、民間調達による支援物資の確保を図り、必要な物資を調達する。

また、県においては、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることとしている。

県及び市は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測されるときは、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 実施機関

ア 食糧の供給は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する供給の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 救援物資の確保

ア 救援物資の調達

救援物資は、原則として福祉課（救助班）を経由して調達するものとする。

ただし、緊急の場合は、各班において直接調達するものとするが、事後、その旨を福祉課（救助班）に報告するものとする。

イ 備蓄品の供給

市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、必要に応じ、県に救援物資の供給支援を要請し、県防災センター及び備蓄倉庫保有物資の供給支援を受ける。

ウ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、必要な物資を調達する。

また、関係事業者等との協定締結を推進し、食料・生活必需品等の物資の供給体制の確保を図る。

[資料 2-1] 災害時における協定・覚書等締結一覧

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(3) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、市長は、県災害対策本部に米穀の供給要請を行い、知事は、農林水産省農産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

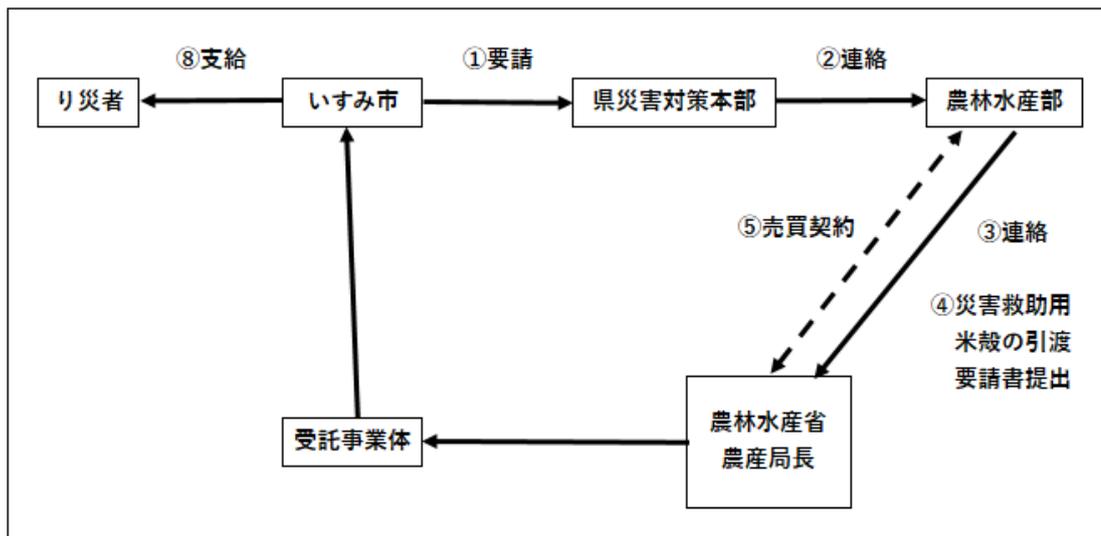
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。

[資料12-3]米穀調達の要請等（様式）

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

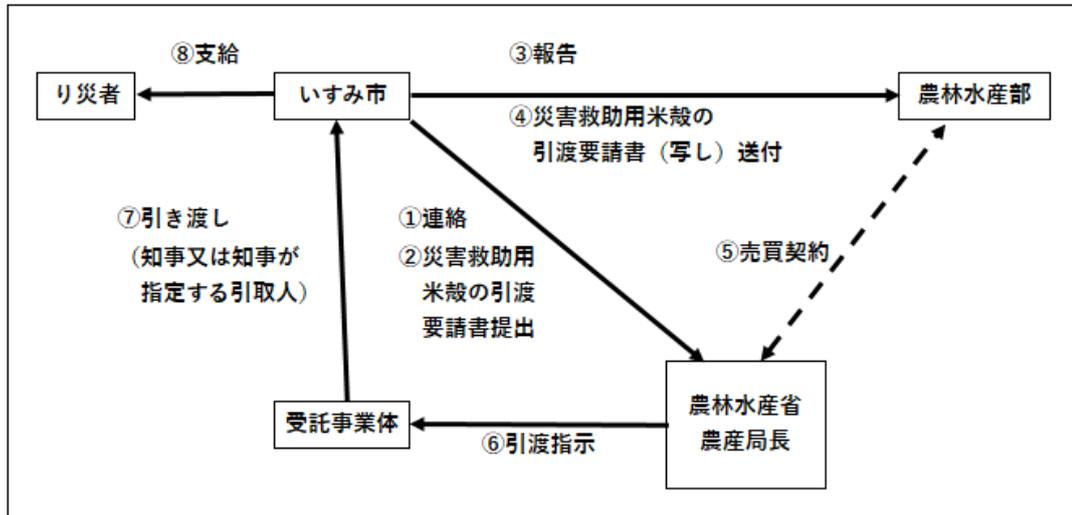
市は米穀の供給要請をする場合は、県災害対策本部に供給要請し、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結する。

I 市からの要請を受け、県が要請する場合



II 市が直接、要請した場合

市は米穀の供給要請に関し、直接農林水産省農産局長に連絡及び引渡要請書を提出した場合は、必ず県に報告するとともに引渡要請書（写し）を送付し、県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約を締結する。



(4) 救援物資の供給体制の確保

本市では、支援物資等を迅速に調達するため、県及び民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

また、円滑な支援物資の供給を確保するため、緊急輸送手段となる幹線道路、漁港、ヘリポートの整備を図る。

ア 市災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、原則として福祉課救助班が支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

イ 拠点等の確保

市物資集積拠点は、次の3箇所の防災倉庫（集中備蓄倉庫）とする。

[集中備蓄倉庫]

地域名	備蓄倉庫名	所在地
夷隅地域	夷隅地域備蓄倉庫	いすみ市深谷1968-1
岬地域	岬地域備蓄倉庫	いすみ市岬町椎木1370
大原地域	大原地域備蓄倉庫	いすみ市大原8530-3

ただし、災害の状況等により、防災倉庫（集中備蓄倉庫）を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、避難所となる小中学校や公民館等の市有施設等（分散備蓄倉庫）を物資集積拠点とした物流体制とするなど、状況に応じて、実現可能な体制を構築する。

[資料12-1]備蓄倉庫一覧

ウ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

エ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、最も適切な輸送手段を、海上輸送・航空機輸送の中から選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 海上輸送

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県を通じ、市から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

(イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

オ 輸送施設の整備

円滑な支援物資の供給を確保するため、緊急輸送手段となる幹線道路、漁港、ヘリポートの整備を図る。

カ 災害ボランティアの活用

市有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて荷役作業等についての協力を、いすみ市社会福祉協議会が設置する、市ボランティアセンターに要請する。

3 燃料の調達

市は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、関係事業者等との協定締結を推進し、迅速な調達を図る。

第9節 広域応援の要請

関係課等	危機管理課、水道課、市民課
------	---------------

大規模地震発生時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 国等に対する応援要請

(1) 職員の派遣要請又は斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防救助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

県は、大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 5施設（県内 32 施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園	自衛隊、消防、警察
	県立長生の森公園	自衛隊、消防、警察
	大多喜町 B&G 海洋センター	自衛隊
	睦沢町総合運動公園	自衛隊
	長南町陸上競技場	自衛隊

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 2施設（県内 20 施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	

(3) 救援物資

平成 25 年 1 月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫 1施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
夷隅・長生ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年 4 月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 1施設（県内5施設）

支援対象地域 (おもな支援対象)	名 称	備 考
夷隅地域 (勝浦市、いすみ市、御宿町)	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町 B&G 海洋センター

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

市は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。

(6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

3 県に対する応援要請

市長は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、県知事に対し、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される場合は、県は、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需

物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うことを基本方針としている。

4 市町村間の相互応援

(1) 市域において災害が発生した場合、市長は応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、次の事項を明らかにし、他の市町村長に応援要請を行う。

ア 被害の状況

イ 応援の種類

ウ 応援の具体的な内容及び必要量

エ 応援を希望する期間

オ 応援場所及び応援場所への経路

カ その他必要な事項

(2) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

[資料2-2]災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

5 消防機関の応援

市長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

[資料2-4]千葉県広域消防相互応援協定書

6 水道事業者等の相互応援

市長は、応急措置を実施するため他の事業者等の応援を求めようとするときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

[資料2-6]千葉県水道災害相互応援協定

7 資料の提供及び交換

市及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

8 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から職員派遣を受けた場合

国又は県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災

害対策基本法施行令第18条によるほか、協定等の定める方法による。

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

9 応急対策活動拠点の候補地選定

緊急消防応援隊、広域緊急援助隊、自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

10 民間団体等との協定等の活用

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

11 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

東日本大震災等では、多くの住民の方々が全国各地に避難し、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用により、被災者の居所の活用の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供の提供に支障が生じないように配慮する。

1 2 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在中の調整手続等

ア 市は、災害の規模、避難者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在中のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在中について助言を求めるものとする。

また、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあ

らかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

関係課等	危機管理課
------	-------

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請

市長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対し、災害派遣の要請を行うものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 市長の派遣要請の要求による災害派遣

ア 災害が発生し、市長が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、市内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、市長が予防のため知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請した場合、知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

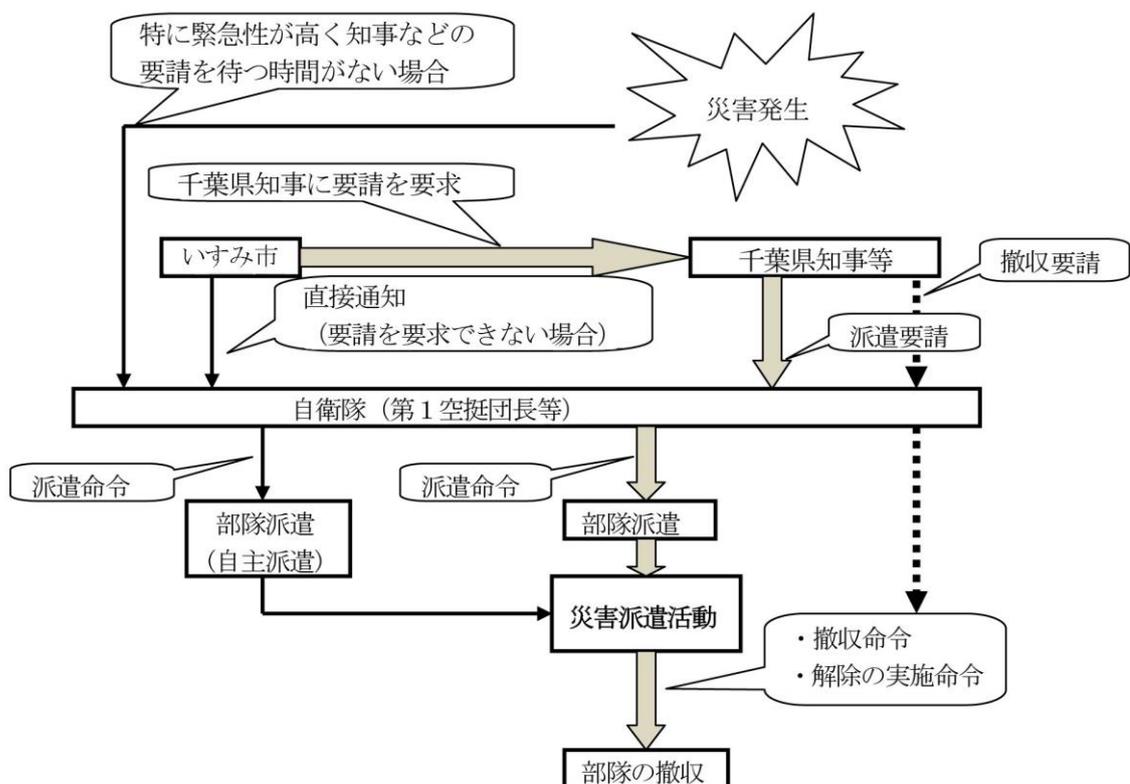
市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 知事に対し要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができないときは、市長から自衛隊に通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。
- (2) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等（県防災行政無線電話や一般加入電話等）で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、災害に際し、緊急避難、人命救助の場合で事態が切迫している場合もしくは

は通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通報する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

（ア）災害の情况及び派遣を要請する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域、活動内容

（エ）連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

[資料 11-3] 要請文書のあて先

[資料 11-4] 自衛隊派遣要請の連絡先（緊急の場合）

4 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

市及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 県は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

(4) 連絡所における調整組織の構築

県は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、市は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者

の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

[応援隊・自衛隊等の受入施設一覧]

施設名	所在地	電話番号
文化とスポーツの森 スポーツ広場 夷隅文化会館	いすみ市深谷 1968-1	0470-86-5000
いすみ市運動公園	いすみ市釈迦谷 1077	0470-62-1204

[資料 11-6]ヘリコプター臨時離発着所適地

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常は市が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常市が提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

7 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

8 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動でき

る態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊 (東京都立川市)

(イ) 海上自衛隊 第21航空群 (千葉県館山市)

[資料 11-1] 自衛隊の災害派遣要請 (様式)

[資料 11-2] 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請 (様式)

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

関係課等	学校教育課、生涯学習課、各小中学校
------	-------------------

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐものとする。

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

また、避難所に指定されている学校とは、運営方法について、あらかじめ協議しておく。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 市教育委員会、いすみ警察署、消防本部、消防団及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

(オ) 交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

(3) 災害時の体制

市は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した県が作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を活用し、各学校において、児童・

生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 市教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

エ 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育の実施

(1) 実施機関

市立小中学校の応急教育は、市が実施し、各学校長がこれにあたるものとする。市教育委員会は、被災学校の授業開始のための応急整備計画の指導助言を行う。

(2) 応急教育実施の予定施設

ア 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・市民に対し、周知徹底を図るように指導する。

応急教育の実施の予定施設

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	1. 特別教室・屋外施設等を利用する。 2. 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた程度の場合	1. 公民館等公共施設を利用する。 2. 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	1. 住民避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。 2. 応急仮校舎を建設する。

(3) 応急教育方法

- ア 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、学習方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- イ 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び学習上の組織(地区組織など)を整備し、十分活用するものとする。
- ウ 市内の教職員の動員体制を整え、各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を支給する。

(1) 実施機関

教材・学用品の支給は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

(2) 学用品の支給

ア 学用品の支給を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒)
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品支給の方法

- (ア) 学校及び市教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を立てて行う。

(ウ) 実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 授業料等の減免・育英補助の措置

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。また、被災したことにより、いすみ市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

5 学校給食の実施

(1) 物資対策

ア 被害を受けた物資に関して、市は、県災害対策本部支部を經由して県災害対策本部にその状況を速やかに報告しなければならない。

イ 市立小中学校は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うことにより、米穀等の供給（学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で）を受けるものとする。

(2) 給食施設

災害の発生状況によって、学校給食施設が、被災市民の給食用として全面的に利用される場合は、災害対策本部と協議し、実情に応じて措置する。

6 文化財の応急対応

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

[資料18-1]文化財一覧

第12節 帰宅困難者等対策

関係課等	福祉課、健康高齢者支援課、企画政策課、企業誘致・魅力づくり室、学校教育課、生涯学習課、危機管理課
------	--

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、帰宅困難者となり得る通勤通学者や市民、企業、学校など関係機関に対し、県、近隣市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報メール、市防災メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握

するとともに関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、関係市町村や関係機関と連携して緊急速報メール、市防災メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、市からも市内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は県や関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、県や関係機関と連携して緊急速報メール、市防災メール、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

関係課等	福祉課、健康高齢者支援課、農林課、水産商工観光課、建設課、水道課、環境保全課、市民課
------	--

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

- (1) 市は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、夷隅保健所（健康福祉センター）が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。
- (2) 市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。
- (3) 市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (4) 市は、平常時から夷隅保健所（健康福祉センター）と連携し、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

2 飲料水の安全確保

市は、夷隅保健所（健康福祉センター）と協力して、被災者に対し、飲料水の汚染等に関する適切な広報及び指導を行う。

夷隅保健所（健康福祉センター）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応し、安全を確保する。

3 防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

- (1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 検病調査及び健康診断

市及び夷隅医師会は、夷隅保健所（健康福祉センター）及び関係機関が実施する避難所等を重点にした検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断に協力する。

イ 防疫措置の強化

市は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報の徹底

市は、地域住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報及び防疫活動等に関する広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

（ア）浸水家屋、下水等その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

（イ）避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

（ウ）汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。

（エ）状況により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

夷隅保健所（健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

市は、防疫活動の実施に当たっては、必要な防疫用薬剤を夷隅保健所（健康福祉センター）に要請する。

(6) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、夷隅保健所（健康福祉センター）に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に行わせることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び市が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

ア 市長は、検案医師等について、夷隅医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受けるもの。なお、捜査を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わないものとする。

(ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(イ) 死亡した原因は問わないこと

イ 死体の処理

死体の処理は、市が、夷隅医師会及び日赤県支部地区・分区その他関係機関の協力のもとに実施する。なお、これに先立つ死体の検視については、千葉県警察が行う。

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができな場合等に死体の処理を実施するものとする。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成 25 年号外国家公安委員会危規則第 4 号、全文改正）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬等

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

(ア) 埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬等の方法

a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬等は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 記録及び報告

市は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、書類を整備し、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

オ 死体の輸送

(ア) 検視及び検索を終えた死体は、市が警察署及び消防団の協力を得て、死体収容所に輸送し、収容する。

(イ) 災害救助法が適用された場合も同様の措置を行う。

カ 死体収容所の設営及び死体の収容

(ア) 死体収容所（安置所）の開設

- a 死体の身元を識別するため、埋葬が行われるまでの間、一時保存することが必要なため、市は死体収容所を開設する。
- b 死体収容所は、被害現場付近の寺院、神社、学校等に開設する。適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等設備し収容する。

(イ) 死体の収容

- a 市は、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- b 死体収容所において、市は埋火葬許可証を発行する。
- c 市は、家族その他から死体の引き取りを希望する者がいるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

(4) その他

ア 千葉県警察における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長又は知事と緊密に連絡し、市及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部（署）における計画

(ア) 災害により周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の所属から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、市長又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、市長又は知事の行う措置に協力する。

5 動物対策

(1) へい獣処理

市は、死亡した家畜、野禽等を死亡獣畜取扱場で焼却処分する等、千葉県南部家畜

保健衛生所の指導により適切な措置をとる。

(2) 家庭動物・放浪動物への対応

家庭動物の管理は、飼い主が責任を持って行うことが原則であるため、家庭動物と同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知を徹底するとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅保健所（健康福祉センター）と連携しながら、（公社）千葉県獣医師会夷隅地域獣医師会等の関係団体との協力体制を整える。

6 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 震災廃棄物処理計画

市は、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を推進し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 震災時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。

(イ) 市は、震災等による大量の廃棄物が発生し、本市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 県は、震災廃棄物処理計画策定に関する助言、震災廃棄物処理に関する情報提供を行う。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

がれき、粗大ごみ、生活ごみの処理は、いすみクリーンセンター及び大原クリーンセンターが、災害時の編成基準により、清掃班を編成し実施する。

し尿処理は、夷隅環境衛生組合が、災害時の編成基準に基づき、清掃班を編成し、処理を実施するものとする。

(イ) 震災廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは（避難所のものを含む）、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

市において、原則として県計画で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市において県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、市では、あらかじめその備蓄状況を把握し、備蓄に努めるとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

市長は、道路法第 16 条の規定により、市が管理する道路については、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 海上保安部（署）は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、航行警報等による周知活動を実施するとともに、当該漁港の管理者及び関係機関等に対して情報提供を実施する。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ日常生活が営み得ない状況にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施するものとする。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があるときは、市長が行うこととすることができる。

当該市限りで処理不可能な場合は、隣接町、県がその他の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限るこ

と。(応急的救助に限ること)

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

[資料 2-7] 災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定

[資料 17-1] クリーンセンターの処理能力

[資料 17-2] 夷隅環境衛生組合の処理能力

[資料 17-3] 一時集積場所候補地一覧

[資料 17-4] 死体の捜索及び収容埋葬等(様式)

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

関係課等	建設課、生涯学習課、学校教育課
------	-----------------

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の建設等

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

その際、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅の迅速な建設を行う。

ア 応急仮設住宅の供与は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

応急仮設住宅建設予定地

候補地 番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所 所有者	仮設住宅建 設可能区域 面積 (㎡)	建設可 能戸数 (戸)	汚水等 生放流 可否	消防水 利有無
1	小佐部市有地	いすみ市大原 9484 番地	市有地	5,973	50	否	無
2	大原台公園	いすみ市大原台 325 番地	市有地	2,500	28	否	有
3	東保育所跡地	いすみ市山田 1345 番地 1	市有地	2,239	16	否	有
4	沢田公園	いすみ市大原 8314 番地 1	市有地	1,748	15	否	有
5	大原公民館臨時通車場	いすみ市大原 7058 番地 1	市有地	1,009	12	否	有
6	いすみ市サンライズガーデン	いすみ市深堀 1712 番地 1	市有地	4,500	30	否	無
7	椎木児童遊園	いすみ市岬町椎木 1701 番地 2	市有地	1,130	11	否	無
8	古沢公園	いすみ市岬町榎沢 1871 番地	市有地	5,465	49	否	無
9	いすみ市岬運動場	いすみ市岬町長者 22 番地	市有地	11,085	85	否	有
10	音羽の森公園	いすみ市岬町鴨根 1168 番地 1	市有地	2,153	15	否	無
11	夷隅スポーツ広場	いすみ市深谷 1968 番地 1	市有地	9,354	71	否	無
12	夷隅地区多目的研修センター	いすみ市行川 721 番地	市有地	2,782	25	否	有
			計	49,938	407		

イ 供与の方法

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設するものとする。

(イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、市は、県や関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(3) 建設資材の確保

ア 市が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、千葉県建一般労働組合いすみ支部のあっせんする業者を通じて確保する。

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市長等からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を行うこととしている。

2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、市長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うこととしている。

(2) 応急危険度判定体制の整備

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成 8 年 6 月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

(3) 応急危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成 7 年 10 月制定）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理にあたる。

震災時においては、市が判定を実施する場合は、迅速かつ円滑な支援活動を行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努めている。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を取得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

震災時においては、県は、判定を実施する市の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

(3) 被害状況の把握、被災宅地危険度判定士の活用

市は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため、講習会への参加促進を図る。

被災時においては、適切な応急対策による二次災害の軽減・防止、並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、県に対し宅地判定士への協力依頼する等の派遣要請を行う。

4 罹災証明書の交付

市は、遅滞なく被災者に被災証明書を交付できるよう、住宅調査等被災調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の

写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(1) 発行機関

罹災証明書は、税務課（資産税班）において発行する。

(2) 発行手続

罹災者からの申請により発行する。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア 住家

a 災害全壊（焼）

b 流失

c 半壊（焼）

d 床上浸水

e 床下浸水

イ 人

a 死亡

b 行方不明

c 負傷

(4) 証明手数料

免除とする。

[資料 2-14] 災害時における災害応急対策に関する協定書

[資料 19-2] 罹災証明申請書及び罹災証明書（様式）

[資料 19-3] 被災証明書（様式）

[資料 19-4] 応急仮設住宅台帳（様式）

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

関係課等	水道課、建設課、農林課、水産商工観光課
------	---------------------

上水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。

したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設

震災時において、市は飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生時の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(3) 水道施設の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、1日も早く平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、復旧を行う。

ア 被害発生時の把握及び緊急措置

(ア) 地震の規模により、応急体制を確立する。

(イ) 浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

なお、管路パトロールについては、指定給水装置工事業者等の協力を得て実施する。

イ 応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 被害状況に基づき、速やかに応急復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

(ウ) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

(エ) 応急復旧は、水道課職員と指定給水装置工事業者等々による復旧作業班を編制し実施する。

指定給水装置工事業者等々の施行業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

(オ) 施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。

なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(カ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(キ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

市の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、指定給水装置工事業者等関連会社、製造会社や他の水道事業体から調達する。

復旧資機材の配管材料等は、浄水場等へ分散して備蓄する。

[資料 2-6]千葉県水道災害相互応援協定

[資料 14-1]指定給水装置工事業者一覧

[資料 14-2] 補給水利の現況

[資料 14-3] 応急給水用資機材の保有状況

2 電気施設

(1) 震災時の活動体制

総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という）を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておく。

(2) 災害発生直前の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

(3) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、及びインターネット等を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生時は、使用中の電気機器のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他の事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、各事業所は、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合。

- (ア) グレーのメーターの場合は、マイナスイライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) クリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、市及び県等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用

- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び防災機関等と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最

小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I(株)

KDD I(株)では、災害時には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、災害時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害時には、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害時には、通信設備の点検をするるとともに、市民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業

務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

6 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に、市は所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、看板等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者及び県等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

7 交通施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 災害時の初動措置

ア 運転規制

機関名	運転規則の内容
東日本旅客鉄道㈱	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。 2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。 3 S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。 4 S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
いすみ鉄道㈱	<p>強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震度5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。 2 震度4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて逐次運転規制を解除する。

イ 乗務員の対応

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
いすみ鉄道㈱	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 3 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道(株) いすみ鉄道(株)	1 旅客誘導のための案内放送 4 出火防止 2 駅員の配置手配 5 防災機器の操作 3 救出、救護手配 6 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道(株) いすみ鉄道(株)	<p>1 駅における避難誘導</p> <p>(1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。</p> <p>(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</p> <p>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>(1) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。</p> <p>ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。</p> <p>ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。</p> <p>イ 特に高齢者や子供、妊産婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</p> <p>ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</p>

(4) 事故発生時の救護活動

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道(株) いすみ鉄道(株)	災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

8 その他公共施設

地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

関係課等	総務課、福祉課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局
------	----------------------------------

市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入記録・派遣等を行うため、被災者の状況を踏まえ、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行うことができる。

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティアの派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内の設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するため、県は災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部及びいすみ市赤十字奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及びいすみ市社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。

あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関等と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

市は、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣人員を県に要請し、支援を受けるものとする。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、 看護師、保健師、栄養士、 歯科衛生士	健康福祉部医療整備課

被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度 判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進 課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語 学ボランティア、災害時 外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア 無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平常時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する希望する個人及び団体について受入、登録を行う。

市災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

(3) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。また、市は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字千葉県支部、その他各種ボランティア団体との情報交換等を行い、市域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

市は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

(5) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

ただし、自己調達が困難な場合は、農村環境改善センターをボランティアの宿泊場所として提供する。

なお、本市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町、県及びその他の機関の応援を得て実施する。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターの活動拠点については、市が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) 活動費用の負担

市は、ボランティアの活動に伴う経費については、その必要性に応じて負担するものとする。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

市は、ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターと連携のうえ、市内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンタースタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを要請するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施している。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー(コーディネーター)の養成を進める。

市は、日本赤十字社千葉県支部が、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを

養成するため研修・訓練への参加を呼び掛ける。

項目	対象	実施内容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施している。

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第4章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画	地-194
第1節 被災者生活安定のための支援	地-195
1 被災者に関する支援の情報の提供等	地-195
2 被災者生活再建支援金	地-195
3 公営住宅の建設等	地-196
4 災害援護資金	地-197
5 生活福祉資金	地-198
6 市税の減免等	地-199
7 生活相談	地-200
8 義援金	地-201
9 その他の生活確保	地-203
10 中小企業への融資	地-204
11 農林漁業者への融資	地-206
第2節 津波災害復旧対策	地-212
1 河川、海岸施設	地-212
2 林地荒廃防止施設	地-212
3 漁港施設	地-213
4 津波災害廃棄物処理	地-213
第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	地-214
1 水道施設	地-214
2 電気施設	地-215
3 ガス施設	地-216
4 通信施設	地-217
5 農林・水産業施設	地-219
6 公共土木施設	地-220
第4節 激甚災害の指定	地-222
1 激甚災害に関する調査	地-222
2 特別財政援助額の交付手続等	地-222
第5節 災害復興	地-223
1 体制の整備	地-223
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	地-223
3 想定される復興準備計画	地-223
4 復興対策の研究、検討	地-224

第1節 被災者生活安定のための支援

関係課等	建設課、福祉課、税務課、市民課、農林課、水産商工観光課、夷隅・岬地域市民局
------	---------------------------------------

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発生後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、

人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。

ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊・解体・長期 避難・大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

市は、支給申請の受付を行い、提出された申請書等を確認し、とりまとめのうえ、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

3 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

市は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県から、適切な指導・支援を受ける。

(2) 公営住宅の空き家の活用

市は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

市は、県や関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

4 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主。

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主。

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円	

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合	150万円
(イ) 家財の1/3以上の損害	250万円
(ウ) 住居の半壊	270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流出

(3) 貸付条件

- ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）
- イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
- ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

(5) 申込方法 市役所 福祉課

5 生活福祉資金

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

- ア 据置期間 6月以内
- イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
- ウ 利子
保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として市内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

6 市税の減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又はいすみ市税条例の規定により、市税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 災害が広範囲にわたる場合

市長が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 市民税

特別な事情があると認められる者については、減免するものとする。

イ 固定資産税

災害により被害を受けた固定資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

ウ 軽自動車税

災害により軽自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間

に応じ、減免するものとする。

エ 特別土地保有税

災害により被害を受けた土地について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7 生活相談

機関名	相談の取扱い
市	市においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する 相談窓口は、市役所大原庁舎1階の市民課に生活相談の窓口を開設する。
県	<ol style="list-style-type: none">1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市と緊密な連携を図る。
千葉県警察	<ol style="list-style-type: none">1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

8 義援金

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機関名	内 容
千葉県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p> <p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>(※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機関名	内 容
義援金募集团体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p> <p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>

(2) 配分

機関名	内 容																		
千葉県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下記のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>【配分基準】</p> <table border="1" data-bbox="427 741 1342 1339"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="427 741 1145 801">配 分 対 象</th> <th data-bbox="1145 741 1342 801">配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 801 691 1055" rowspan="3">人的被害 (配分対象:者)</td> <td data-bbox="691 801 1145 884">死者</td> <td data-bbox="1145 801 1342 884">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 884 1145 967">行方不明者（死亡と推定される者）</td> <td data-bbox="1145 884 1342 967">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 967 1145 1055">重傷者</td> <td data-bbox="1145 967 1342 1055">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1055 691 1339" rowspan="3">住家被害 (配分対象:世帯)</td> <td data-bbox="691 1055 1145 1167">全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td> <td data-bbox="1145 1055 1342 1167">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 1167 1145 1256">半壊</td> <td data-bbox="1145 1167 1342 1256">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="691 1256 1145 1339">床上浸水</td> <td data-bbox="1145 1256 1342 1339">1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="975 1350 1342 1384">（※ 床上浸水世帯を1とする）</p>		配 分 対 象		配 分 比	人的被害 (配分対象:者)	死者	10	行方不明者（死亡と推定される者）	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象:世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10	半壊	5	床上浸水	1
配 分 対 象		配 分 比																	
人的被害 (配分対象:者)	死者	10																	
	行方不明者（死亡と推定される者）	10																	
	重傷者	5																	
住家被害 (配分対象:世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10																	
	半壊	5																	
	床上浸水	1																	
市	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																		

9 その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、下記のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、下記の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置</p> <p>震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
NHK	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

10 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 資金名

千葉県セーフティネット資金

(2) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

一中小企業者につき、8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(3) 一般枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

一中小企業者につき、8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(4) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長20年（うち据置期間3年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の90%以内

(5) 激甚災害枠

ア 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方

イ 融資用途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

エ 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

オ 融資利率

年 1.0%～1.4% (融資期間により異なる。)

1 1 農林漁業者への融資

令和3年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	<p>〈個人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・ 漁具の購入 5,000万円 ・ 上記以外 200万円 (250万円) <p>〈法人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人 2,000万円 ・ 上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・ 漁業を営む法人 2,000万円 ・ 漁具の購入 5,000万円 <p>※カッコ内は、激甚災害法による特例措置</p>	3.0%以内 (平成10年の適用例 0.6%)	原則6年以内(果樹栽培、家畜・家きんの購入等 原則5年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	5.5%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	<p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・ 漁具の購入 5,000万円 ・ 上記以外 200万円 (250万円) <p><法人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人 2,000万円 ・ 上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・ 漁業を営む法人 2,000万円 ・ 漁具の購入 5,000万円 <p>※カッコ内は、激甚災害法による特例措置</p>	5.5%以内 (平成10年の適用例 0.6%)	原則5年 以内

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	6.5%以内資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等	<p>〈個人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円 (600万円) ・ 漁具の購入 5,000万円 ・ 上記以外 200万円 (250万円) <p>〈法人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人 2,000万円 ・ 上記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・ 漁業を営む法人 2,000万円 ・ 漁具の購入 5,000万円 <p>※カッコ内は、激甚災害法による特例措置</p>	6.5%以内 (平成10年の適用例 0.6%)	原則3年以内（果樹栽培、家畜・家きんの購入等原則5年以内）

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	天災資金と同じ	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で300万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））
県 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的な例：被害認定額の80%以内で500万円以下）	災害の都度決定（令和元年の適用例0%）	災害の都度決定（標準的な例：6年以内（据置2年以内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
㈱ 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備 資金	農地又は牧野の 保全又は利用上 必要な施設の復 旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直 し)	25年 (据置10 年以内)
	農林漁業セー フティネット 資金	災害により必要 とする経営再建 費、収入減補填費 等	600万円(特認年間経営 費等の6/12以内)		10年 (据置3 年以内)
	林業基盤整備 資金	災害による造林 地の復旧災害に よる林道の復旧 災害による樹苗 養成施設の復旧	80~90%以内 80%以内 80%以内		30年 (据置20 年以内) 20年 (据置3 年以内) 15年 (据置5 年以内)
	漁業基盤整備 資金	漁港に係る防波 堤岸壁等施設、漁 場、水産種苗生産 施設の復旧	80%以内		20年 (据置3 年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指 定施設)	農業施設、林業施 設、水産施設の復 旧、果樹の改植又 は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、漁船 1,000万円~11億円) 又は負担する額の 80%のいずれか低い 額	変動 (毎月見直 し)	15年 (据置3 年以内) 果樹の改 植補償は 25年 (据置10 年)
	(共同利用施 設)	農業施設、林業施 設、水産施設、等 共同利用施設 の復旧	80%以内		20年 (据置3 年以内)

第2節 津波災害復旧対策

関係課等	建設課、農林課、水産商工課、環境保全課
------	---------------------

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

1 河川、海岸施設

市は、河川など管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川、海岸施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
- イ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ウ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- エ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

2 林地荒廃防止施設

市が管理する林地荒廃防止施設について、海岸部に設置した施設（砂丘を含む。）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に、防潮堤、護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるものについては、緊急に復旧を行う必要がある。

3 漁港施設

市が管理する漁港施設（岩船漁港）及び県が管理する漁港施設（大原漁港、太東漁港）が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

（1）海岸保全施設

- ア 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

（2）漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

4 津波災害廃棄物処理

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

なお、迅速な災害廃棄物処理を図るため、県に対し必要な支援を要請する。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

関係課等	水道課、農林課、建設課、水産商工観光課
------	---------------------

上水道・電気・ガス・通信等の生活関連施設及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

- (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(3) 市上水道の復旧対策

ア 震災復旧の基本方針

被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。

イ 水道施設の復旧

(ア) 取水場・浄水場・給水場の復旧

地震発生後、停電が発生した場合は、取水場、浄水場及び給水場の自家発電設

備を稼働させ電力供給を確保したうえ、場内の連絡管のパトロール、電機・機械・薬注設備等の点検や作動確認を速やかに行い、通水するものとする。

被害が大きい場合は、長期間を要する修理となるため、他浄水場及び給水場系からのバックアップによる対応を迅速に検討する。

(イ) 管路の復旧

地震発生後、速やかに管路パトロールを行い、漏水が多発している場合は、上流側の本管から順次復旧を行うが、大口径管で復旧に時間を要する場合は、他系統管からのバックアップを検討し緊急対応する。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

(ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。

また、配水区域ブロック化の運用により、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 全回線送電不能のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

順位	回線の種類	復旧する回線	
第1順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上・IC以下の基幹回線の10%以上	
	電報サービス	・電報中継回線1回線以上	
	専用サービスなど	専用サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	・対地別専用線10%以上
		社内専用線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数	
総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・IC以下の基幹回線の10%以上		
第2順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上	
	専用線サービス等	・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上	
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数	
	総合デジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については、各事業所ごとに1契約回線以上	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

5 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 砂防施設

- (ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

エ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

関係課等	全課
------	----

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査

市は、県内に大規模な災害が発生し、知事が激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせる場合、その調査等について協力するものとする。

2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第5節 災害復興

関係課等	全課
------	----

1 体制の整備

市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるような大規模な災害が発生した場合は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するため、臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置するものとする。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、これら東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込むものとする。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させるものとする。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援するものとする。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援するものとする。

市の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援するものとする。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備

- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
 - ア 教育施設の早期耐震化推進
 - イ 防災教育の一層の充実
 - ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林水産業の再生と発展
 - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
 - イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
 - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
 - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生の発展
 - ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
 - ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	地-226
第1節 総則	地-228
1 計画の目的	地-228
2 定義	地-228
第2節 推進地域及び特別強化地域	地-229
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	地-229
第4節 関係者との連携協力の確保	地-230
1 物資等の調達手配	地-230
2 広域応援の要請	地-230
3 帰宅困難者への対応	地-230
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	地-230
1 津波からの防護	地-230
2 津波に関する情報の伝達	地-231
3 避難対策等	地-231
4 消防機関等の活動	地-231
5 ライフライン及び通信関係	地-232
6 交通	地-232
7 市が管理又は運営する施設に関する対策	地-232
8 迅速な救助	地-234
第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	地-234
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置に関する事項	地-234
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合 における災害応急対策に係る措置に関する事項	地-234
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合 における災害応急対策に係る措置に関する事項	地-241
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	地-241
1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備	地-241
2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防施設	地-241
3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路	地-241
4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備	地-241
5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等	地-241
6 海岸保全施設等	地-241

7 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等	地	241
8 医療機関、社会福祉施設、学校等	地	242
9 ダム	地	242
10 ため池	地	242
11 地域防災拠点施設	地	242
12 防災行政無線施設	地	242
13 備蓄施設等	地	242
14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備	地	242
第8節 防災訓練計画	地	243
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地	243
1 市、県及び防災関係機関の職員に対する教育	地	243
2 地域住民等に対する教育及び広報	地	243
第10節 南海トラフ地震防災対策計画	地	244
1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	地	244
2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項	地	245
3 防災訓練に関する事項	地	248
4 地震防災上必要な教育及び広報	地	248

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

関係課等	全課
------	----

第1節 総則

1 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画として、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助並びに時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

2 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等の現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べ

て相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に、気象庁から発表される、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(5) 時間差発生等

先に発生した地震で大きな被害が発生した後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じる場合その他の後発地震の発生をいう。

第2節 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定するものであり、いすみ市は、平成26年3月31日内閣府告示第21号により指定を受けた。

さらに、東日本の広地域が同時に被害を受けることから市外からの救援が期待できないことも予期して平素から減災対策を推進する。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第2編第2章第8節「備蓄・物流計画」によるものとする。

2 広域応援の要請

被害が広域にわたり市単独で対処することが困難な場合には、広域応援要請を行う。広域応援要請に関する事項は、第2編第3章第9節「広域応援の要請」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第10節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、観光客を含む帰宅困難者等への速やかな情報提供、一時滞在支援、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定によれば、ケース⑥（駿河湾～紀伊半島沖が主震源の場合）において、いすみ市に最大津波高9.0mの津波の到達予想されるため、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。防災施設等の整備については、第2編第2章第11節「防災施設の整備」によるものとする。

また、津波により孤立が懸念される地域にあつては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第2編第3章第5節「津波避難対策」によるものとする。

また、被害情報等の収集・報告の方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導等については、第2編第2章第2節「津波災害予防計画」及び同編第3章第4節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、第2編第3章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

4 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うための県から下記の支援を受ける。

ア 県防災無線による津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等の提供

イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の提供

(3) 消防団等は、地震が発生した場合、安全を確保しつつ、次の措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン及び通信関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。なお、市営水道については、第2編第3章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第3章第15節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

6 交通

(1) 道路

いすみ警察署及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 船舶

在港船舶対策計画については、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 鉄道

東日本旅客鉄道（株）は、津波の襲来により危険度が高いと予想される外房線区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるとともに、駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに第10節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。

この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(7) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、市町村の作成する津波ハザードマップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(7) 診療所等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

学校等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置（学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置）

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (3) 工事中の建築物等に対する措置工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等については、その機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達するものとし、その経路及び方法は、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能

な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項について、第2編第3章第1節「災害対策本部活動」によるものとする。

エ 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

ウ 市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、「千葉県災害対策本部要綱」及び「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」に準じて適切に対応するものとする。

エ 市は、管轄区域内において、住民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

オ 港等の管理者は、在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての的確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達及び報告等については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

イ 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。

ウ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により行うものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

(ア) 市は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生しからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を次の別表のとおりとする。

別表 事前対象地域及び高齢者等事前避難対象地域

江場土区江大村地区（夷隅川以北の地域）、江場土区興和地区

別表 住民事前避難対象地域

指定なし

- (イ) 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、一時的な避難実施に係る対策については、第2編第3章第4節「津波避難計画」に定めるところによる。
- (ウ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。
- (エ) 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知するものとする。
- (オ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）に対し、日頃からの地震への備えを再確認するよう周知するものとする。
- (カ) 住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 避難所の運営

避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第3節「地震・火災避難計画」による。特に要配慮者については、同章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(6) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点とし、その対策は第2編第3章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 警備対策

いすみ警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定めるところにより、犯罪及び混乱の防止等に関して必要な措置を講ずる。

ウ 水道

市及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎とな

るべきものであることから、第2編第3章第8節「救援物資供給活動」に定めるところにより、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

エ 交通

(7) 道路

a いすみ警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

b 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同編第3章第4節「津波避難計画」によるものとする。

(イ) 船舶及び港湾

a 市は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮する。

b 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、検討するものとする。

オ 市及び県が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(7) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置については、第2編第3章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。この場合において、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(イ) 市及び県は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の津波の発生に備えて講じるべき措置について検討するものとする。この場合において、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について検討するものとする。

(ウ) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすために講ずる措置につ

いて検討するものとする。この場合において、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について検討するものとする。

(I) 市及び県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は第10節2(2)に準ずるものとする。

(7) 関係者との連携協力の確保

滞留旅客等に対する措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容については、第2編第3章第12節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

イ 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、第10節2(2)に準ずるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により定めるところによる。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」により定めるところによる。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の災害対策本部等の設置、運営方法その他の事項については、第2編第3章第1節「災害対策本部活

動」により定めるところによる。

エ 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節中3「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項」に定めるところにより、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市及び県のとるべき措置

ア 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。この場合における周知については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」及び同章第4節「津波避難計画」によるものとする。

イ 市及び県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを定期的に、必要の都度再確認するものとする。施設・設備等の点検等については、第2編第2章第5節「建築物の耐震化等の推進」によるものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等

緊急輸送道路、ヘリポート、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

6 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

7 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

8 医療機関、社会福祉施設、学校等

病院、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

9 ダム

地震により市が管理するダムの堤壁が損傷した場合を想定し、警報伝達体制と避難場所・避難経路を設定し、被害の軽減に努める。

10 ため池

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

11 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。

また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第8節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項によるものとする。

1 市、県及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第10節 南海トラフ地震防災対策計画

第2節に定める推進地域に指定された地域内で、南海トラフ地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努めるものとする。

また、この節に記載のない事項については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

- ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
 - (イ) 顧客等の避難のための措置
 - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

(7) 津波警報等の旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第5節5に準ずるものとする。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

(7) 災害応急対策をとるべき期間等

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(ウ) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

(7) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

- b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。
 - c 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。
- (イ) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
- a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。
 - b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。
 - c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。
- (ウ) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
 - b 運行等に関する措置
 - c a、bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置
- (イ) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
- a 保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に依り、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。
 - b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。

c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

(イ) 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a 水道

水道事業については、第6節2(6)ウに準ずるものとする。

b 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

c ガス

(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示するものとする。

(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

d 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示するものとする。

e 放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示するものとする。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼

びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- (7) 災害応急対策をとるべき期間等
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- (ウ) 関係機関のとるべき措置

3 防災訓練に関する事項

4 地震防災上必要な教育及び広報